2017 年度

常磐会短期大学
自己点検・評価報告書

平成 30 年 9 月

目　次

自己点検・評価報告書 1
1. 自己点検・評価の基礎資料 2
2. 自己点検・評価の組織と活動 9

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】 11
［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］ 11
［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］ 14
［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］ 19

【基準Ⅱ　教育課程と学生支援】 23
［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］ 23
［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］ 38

【基準Ⅲ　教育資源と財的資源】 58
［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］ 58
［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］ 65
［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］ 69
［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］ 70

【基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス】 74
［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］ 75
［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］ 78
［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］ 80

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、2017 年度（平成 29 年度）の常磐会短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 30 年 9 月 30 日

理事長
奥　　始
学長
田淵　創
ALO
岡本　和惠

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

常磐会短期大学は明治 28 年（1905 年）に大阪府尋常師範学校女子部と大阪府女子師範学校の同窓生 268 人でもって結成された同窓会「常磐会」が母体となっている。

この同窓会「常磐会」は、事業として幼稚園がまだ少なかった昭和２年（1927 年）「常磐会幼稚園」（現認定こども園常磐会短期大学付属常磐会幼稚園）をつくり、次いで昭和 28 年（1953 年）「常磐会幼稚園教員養成所」を開設した。

昭和 30 年（1955 年）に学校法人「常磐会学園」の設立と同時に「常磐会」より幼稚園の一切が学園に寄付され、ついで昭和 33 年（1958 年）教員養成所に移管された。

昭和 36 年（1961 年）養成所は「常磐会保育学院」に名称を変更した。

昭和 39 年（1964 年）に保育学院の１部を「常磐会短期大学」に改組し「常磐会短期大学保育科」となり、２部は「保育学院」のまま昭和 52 年（1977 年）まで存続した。

常磐会短期大学と改組してからは別記の変遷を経ながら現在の定員 300 名の「幼児教育科」の短期大学となった。

＜学校法人の沿革＞

昭和 2（1927）年	常磐会幼稚園を創設
昭和 28（1953）年	常磐会幼稚園教員養成所を開設
昭和 30（1955）年	学校法人常磐会学園を設立
昭和 36（1961）年	常磐会幼稚園教員養成所を常磐会保育学院と改称
昭和 43（1968）年	常磐会東住吉准看護学院を開設
昭和 46（1971）年	常磐会短期大学付属泉丘幼稚園を増設
昭和 49（1974）年	常磐会幼稚園を常磐会短期大学付属常磐会幼稚園と改称
昭和 52（1977）年	常磐会保育学院・常磐会東住吉准看護学院を閉学
昭和 58（1983）年	常磐会学園茨木高美幼稚園を増設
平成元（1989）年	常磐会学園茨木高美幼稚園を常磐会短期大学付属茨木高美幼稚園と改称
平成 11（1999）年	常磐会学園大学国際コミュニケーション学部・国際コミュニケーション学科を創設（定員１年次 100 人、３年次 100 人、同時開学）
平成 12（2000）年	常磐会学園大学国際コミュニケーション学科教職課程（英語１種）の認定を受ける
平成 13（2001）年	常磐会学園大学国際コミュニケーション学科教職課程（情報１種）の認定を受ける
平成 16（2004）年	認証保育所いずみがおか園開設
平成 17（2005）年	認証保育所いずみがおか園が総合施設モデル事業の指定を受ける
平成 18（2006）年	常磐会学園大学国際コミュニケーション学部・国際幼児児童教育学科を設置（定員国際コミュニケーション学科１年次 60 人、国際幼児児童教育学科１年次 50 人、３年次編入学 20 人） 教職課程（小学校教諭１種、幼稚園教諭１種）の認定を受ける
平成 19（2007）年	認証保育所いずみがおか園は認可保育所となる 認定こども園（常磐会短期大学付属泉丘幼稚園・いずみがおか園）の認定を受ける 常磐会学園大学国際コニュニケーション学部・国際幼児児童教育学科に指定保育士養成施設の指定を受ける（定員 30 人） 幼稚園教諭上級免許状取得講座の開設（特別科目履修生）
平成 22（2010）年	常磐会学園大学が、日本高等教育評価機構による平成 21 年度大学機関別認証評価において「大学評価基準を満たしている」と評価を受ける
平成 23（2011）年	常磐会学園大学国際こども教育学部・国際こども教育学科を設置 （定員１年次 110 人、３年次編入学 20 人） 常磐会学園大学国際コミュニケーション学部・国際コミュニケーション学科、国際幼児児童教育学科の学生募集停止 指定保育士養成施設の定員を 30 人から 60 人に変更
平成 27（2015）年	常磐会幼稚園が幼稚園型認定こども園常磐会短期大学付属常磐会幼稚園となる 泉丘幼稚園・いずみがおか園が幼保連携型認定こども園常磐会短期大学付属いずみがおか幼稚園となる 常磐会学園大学国際コミュニケーション学部を廃止し、国際こども教育学部国際こども教育学科一学部一学科となる（定員１年次 118 人、３年次編入学４人に変更） 指定保育士養成施設の定員を 60 人から 100 人に変更
平成 28（2016）年	常磐会学園大学の教育課程に学校図書館司書教諭講習科目を開設する
平成 29（2017）年	常磐会学園大学は（公財）日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に「適合」していると認定された

＜短期大学の沿革＞

昭和 39（1964）年	常磐会短期大学保育科を開設（定員 80 名）
昭和 40（1965）年	常磐会短期大学保育科が保母養成課程の指定を受ける
昭和 47（1972）年	常磐会短期大学幼児教育研究会を設置
昭和 48（1973）年	常磐会短期大学保育科を幼児教育科と改称 定員 200 名に変更
昭和 49（1974）年	常磐会短期大学に専攻科幼児教育専攻を設置（定員 20 名）
昭和 52（1977）年	常磐会短期大学に初等教育科を増設（定員 100 名）
昭和 54（1979）年	常磐会短期大学幼児教育科の定員を 300 名に変更
平成元（1989）年	常磐会短期大学に英語科を増設（定員 100 名） 情報教育センターを設置
平成２（1990）年	常磐会短期大学初等教育科を閉学
平成３（1991）年	常磐会短期大学英語科の定員を 200 名に変更
平成４（1992）年	常磐会短期大学に専攻科英語専攻を設置（定員 20 名）学位授与機構の認定を受ける
平成６（1994）年	常磐会短期大学専攻科幼児教育専攻が学位授与機構の認定を受ける 常磐会学園教育センターを設置（短大設立 30 周年記念）
平成 11（1999）年	常磐会短期大学専攻科英語専攻を廃止
平成 12（2000）年	常磐会短期大学英語科を閉学
平成 19（2007）年	常磐会短期大学専攻科幼児教育専攻を廃止
平成 21（2009）年	常磐会短期大学は（財）短期大学基準協会による第三者評価において「適格」であるとの認証を受ける
平成 27（2015）年	常磐会学園こどもセンターを設置
平成 28（2016）年	常磐会短期大学は（一財）短期大学基準協会による第三者評価において「適格」であるとの認証を受ける

(2) 学校法人の概要

■ 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

平成30年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	編入学定員	収容定員	在籍数
常磐会学園大学	大阪市平野区喜連東1-4-12	118	4	480	479
常磐会短期大学	大阪市平野区平野南4-6-7	300	—	600	519
認定こども園 常磐会短期大学付属 常磐会幼稚園	大阪市平野区流町2-2-28	—	—	280	180
幼保連携型認定こども園 常磐会短期大学付属 いずみがおか幼稚園	堺市南区三原台3-3-1	—	—	240	234
常磐会短期大学付属 茨木高美幼稚園	茨木市小川町7-3	—	—	240	204

(3) 学校法人・短期大学の組織図

平成 30 年 5 月 1 日現在

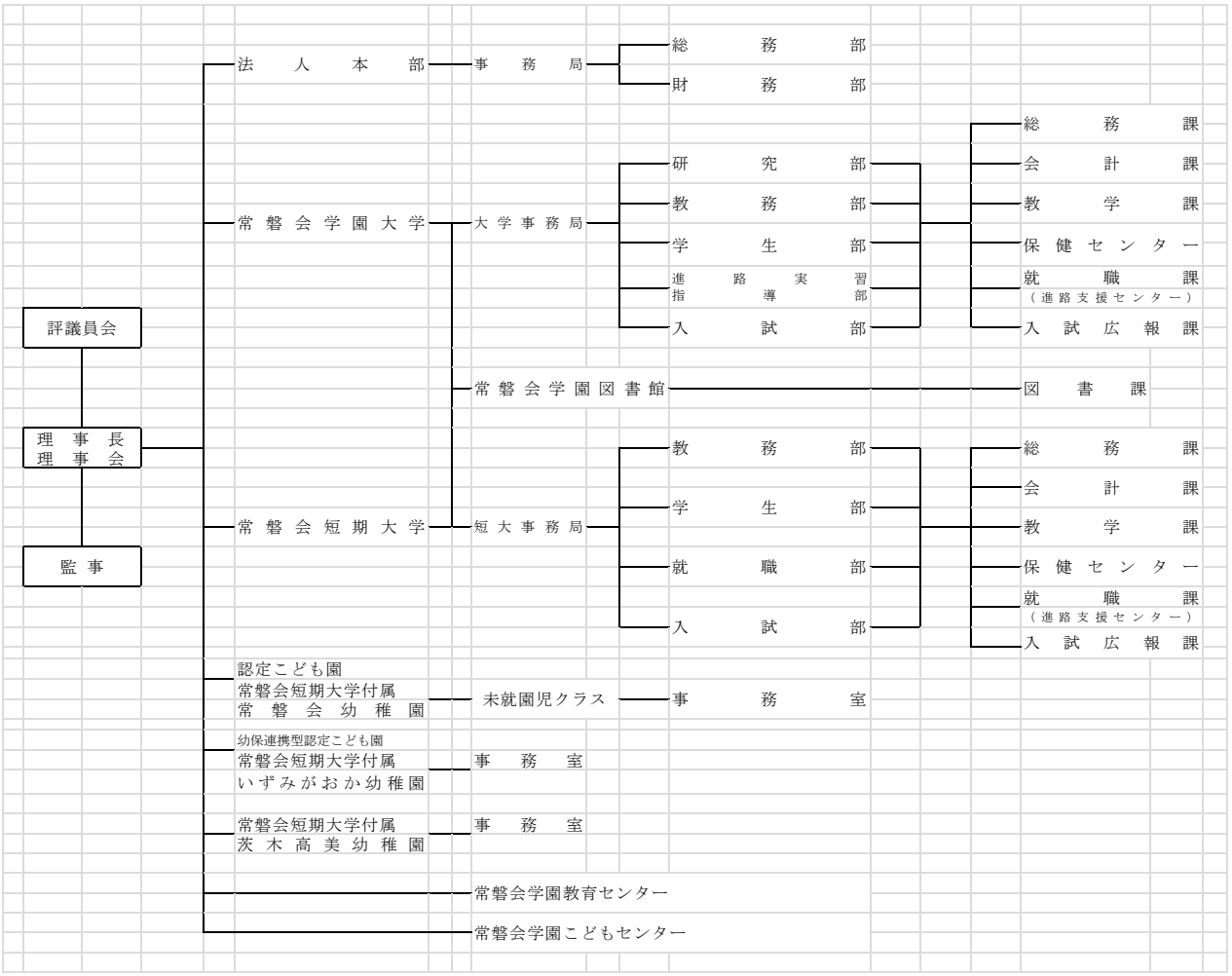

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

平野区は、大阪市の東南端に位置し、現在でも江戸時代に建てられた古い町並みもあり、新旧が混在する大阪市内でも数少ない貴重なエリアで、平野・喜連・加美・瓜破・長吉の５地区からなり、区内のうち北西部の他は上町台地の南部にあたる。南部は大和川が流れ、また瓜破霊園がある。11幼稚園・22小学校・11中学校・５高等学校のある平野で唯一の短期大学である。

平野区は、大阪市を構成する24区のうちのひとつで、人口が最も多い194,383人である。

項目	平野区
面積（km²）	15.28
人口総数（人）	194,383
世帯数（世帯）	90,797
人口密度（人/km²）	12,721

■　学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

地域		25 年度		26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
		人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
北海道	女			1	0	1	0				
青森	女	1	0								
宮城	女									1	0
長野	女									1	0
静岡	女					1	0				
三重	女			1	0						
滋賀	女	1	0								
京都	女	3	0							1	0
大阪	女	334	91	303	92	297	90	242	96	248	92
兵庫	女			1	0	4	1			1	0
奈良	女	14	3	15	5	15	4	6	3	12	5
和歌山	女	9	2	4	1	2	0	4	1	4	2
鳥取	女					1	0				
島根	女	2	0	1	0						
広島	女			1	0						
徳島	女					1	0				
香川	女			1	0						
愛媛	女	1	0	1	0	4	1			2	1
長崎	女									1	0
宮崎	女									1	0
その他	女					1	0	1	0		

■　地域社会のニーズ

本学の位置する大阪府は、東京都、神奈川県に次ぐ人口8,831,642人（平成29年10月）を有し、関西の経済・文化の中心地としての位置を占めている。また本学の立地する大阪市は人口2,713,157人と横浜市に次いで第２位、大阪府の年齢別人口（5歳階級）による０～４歳児の人口は343,036人（平成29年10月　大阪府総務部統計）で、この背景として、府下には幼稚園が公私立合わせて649園、幼保連携型認定こども園434園、保育所は1,658園が子どもの保育・教育を担っている。

保育者の養成は地域社会の大きなニーズである。本学は、学生の約 92%が大阪府下の出身であるという状況の中、53 年にわたり保育者養成に取り組み、24,800 余名の卒業生の大半が保育者として就職し、子どもの成長に重要な役割を担っている。本学学生の求人件数は次のとおりである。

求人件数の推移

年度	求　人　件　数				
	幼稚園	保育所（園）	こども園	児童福祉施設	一般企業
平成 25 年度	338	604	―	108	380
平成 26 年度	318	639	52	128	353
平成 27 年度	302	596	195	129	692
平成 28 年度	291	619	286	141	383
平成 29 年度	282	658	370	141	195

■　地域社会の産業の状況

かつて平野区には愛称チンチン電車として地域住民に親しまれた南海平野線が走っており、区内には西平野、平野の２ヶ所の停留所があった。

現在は、北部を JR 大和路線・おおさか東線、中央部から東南部は地下鉄谷町線が通り、それぞれ市の中央部と直結している。近畿地方の東西を結ぶ幹線の国道 25 号や柴谷平野線（南港通）が通っており、また、近畿自動車道長原 IC、阪神高速道路松原線平野出入口がある。

教育においては、区内には大阪教育大学附属の高等学校・中学校・小学校・幼稚園がある。また区西部に位置する東住吉高等学校には、日本の高等学校で初となる芸能文化科が設置されている。

産業においては、大阪市内を本拠とする企業である株式会社カプコンも平野区が発祥の地であり、丸一鋼管、平野区に本社をおく無線通信機器の製造会社であるアイコム等の企業がある。

■　短期大学所在の市区町村の全体図

（5）課題等に対する向上・充実の状況

特記事項なし

（6）短期大学の情報の公表について

① 教育情報の公表について　　平成 30 年 5 月 1 日現在

No.	事　項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	履修便覧・学校案内に掲載 ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
2	卒業認定・学位授与の方針	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
3	教育課程編成・実施の方針	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
4	入学者受入れの方針	学生便覧・学校案内に掲載 ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
5	教育研究上の基本組織に関すること	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	学生便覧・学校案内に掲載 ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	学生便覧・入試ガイドブックに掲載 ウェブサイトにより公開 https://www.tokiwakai.ac.jp/admission/tuition
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生便覧・就職の手引きに掲載 ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp

② 学校法人の財務情報の公開について

事　項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ウェブサイトにより公開 https://www.tokiwakai.ac.jp/aboutus/publish/financial

学生データ（学校基本調査のデータを準用）

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備考
幼児教育科	入学定員		300	300	300	300	300	
	入学者数	男	0	0	0	0	0	
		女	329	327	253	272	250	
		計	329	327	253	272	250	
	入学定員充足率（%）		109	109	84	90	83	
	収容定員		600	600	600	600	600	
	在籍者数	男	0	0	0	0	0	
		女	690	661	583	528	519	
		１年次	329	327	253	272	250	
		２年次	356	325	320	244	263	
		その他	5	9	10	12	6	
		計	690	661	583	528	519	
	収容定員充足率（%）		115	110	97	88	86	

②卒業者数（人）

区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
幼児教育科	男	0	0	0	0	0
	女	307	345	316	311	243
	計	307	345	316	311	243

③退学者数（人）

区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
幼児教育科	男	0	0	0	0	0
	女	19	10	17	12	14
	１年次	12	3	9	8	7
	２年次	7	7	8	4	7
	計	19	10	17	12	14

④休学者数（人）

区分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
幼児教育科	男	0	0	0	0	0
	女	6	12	14	16	11
	１年次	3	4	1	2	2
	２年次	3	8	13	14	9
	計	6	12	14	16	11

⑤就職者数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
幼児教育科	288	323	295	284	235

⑥進学者数（人）

区分	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
幼児教育科	3	2	7	5	1

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 29 年度）

公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づき、機関内の責任体系を明確化し、ホームページにて公開している。また、科学研究費補助金事務取扱要領を定め、学内の事務処理に関する規定等を適用して、適正な研究費の管理に努めている。

具体的には、研究者が出張で研究費を使用する場合、所定の書式により研究機関に申請し、研究概要、研究日程などを明確にしている。また、部局責任者は物品検収を全品行い、出張旅費、謝金等の支出においても精査している。

科研費の採択を受けた研究者には科研費使用ルールブックを配付し、使用ルールの全体像を

分かりやすい形で周知している。また、研究機関において、内部監査、コンプライアンス研修を実施し、不正防止につなげる管理体制を整えている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■　自己点検・評価委員会

本学の自己点検・評価に関わる組織は自己点検・評価規程により、次に示すとおりである。

①　自己点検･評価委員会の構成　（平成 29年５月１日現在）

No.	号	職名	氏名	No.	号	職名	氏名
1	1	学長(委員長)	田淵　創	8	5	事務長	土師　一馬
2	2	学科長（ALO）	岡本　和惠	9	6	総務課長	西野　美智子
3	3	教務部長	卜田　真一郎	10	6	教学課長	中村　裕子
4	3	学生部長	糠野　亜紀	11	6	会計課長	翠川　伸明
5	3	入試部長	平野　真紀	12	6	就職課長	井上　智代
6	3	就職部長	堀　　千代	13	6	図書課長	今中　閲子
7	4	図書館長	田淵　創				

②　自己点検・評価専門部会　（平成 29年５月１日現在）

領　域	部　署　名	役　職　者	専　門　委　員
教育領域	教　　務　　部	卜田　真一郎	坂口　木実、白井　由希子、恒川　直樹、吉村　久美子、前川　朋子、深川　望
	教　　学　　課	中村　裕子	手嶋　弘江
学生生活領域	学　　生　　部	糠野　亜紀	飯尾　雅昭、片山　陽仁、輿石　由美子、田村　みどり、土田　幸恵、吉見　英里
	教　　学　　課	中村　裕子	橋本　加寿美
	保 健 セ ン タ ー	(加藤　達雄)	山田　咲子
就職領域	進路支援センター	堀　千代	飯尾　雅昭、土田　幸恵
	就　　職　　部	堀　千代	
	就　　職　　課	井上　智代	
入試広報領域	入　　試　　部	平野　真紀	石岡　正通、魚森　茂、小谷　朋子、白波瀬　達也、高橋　一夫
	教　　学　　課	中村　裕子	土井　考功 、柳生　雪絵
	入 試 広 報 室	山本　泰三	西前　佳子
図書研究領域	図書館運営委員会	田淵　創	石岡　正通、高橋　一夫、恒川　直樹
	紀 要 委 員 会	田淵　創	石岡　正通、都倉　雅代、平野　真紀、堀　千代
	図　　書　　課	今中　閲子	坂井　克朱
管理運営領域	事　　務　　長	土師　一馬	
	総　　務　　課	西野　美智子	菅野　真里、宮元　沙月、仁木　康貴、奥野　英俊、高嶋　利江
	会　　計　　課	翠川　伸明	高萩　裕美、菅　博美

■　自己点検・評価の組織図

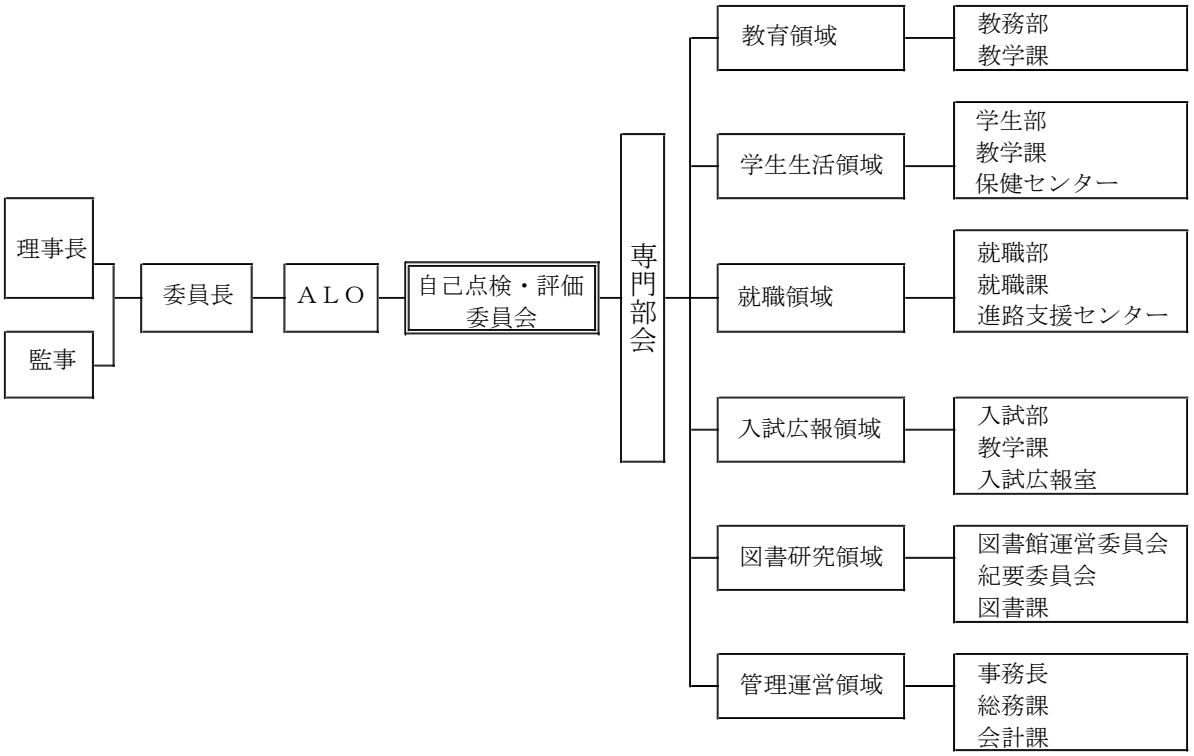

■　組織が機能していることの記述

基準Ⅰ-C-1 の自己点検・評価の項（P19）参照

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

[テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神が確立している]

（1）　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
（2）　建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
（3）　建学の精神を学内外に表明している。
（4）　建学の精神を学内において共有している。
（5）　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ-A-1 の現状＞

常磐会短期大学は、旧大阪府女子師範学校卒業生の同窓会「常磐会」によって創設された。「常磐会」は昭和２年大阪市東住吉区（現平野区）流町の地に私立常磐会幼稚園を創設し、幼児教育における時代の先駆的役割を果たしていたが、幼稚園教員養成の必要に鑑み、昭和 28 年常磐会幼稚園教員養成所を設立し、幼稚園教員の養成を行った。昭和 36 年には学校法人常磐会学園常磐会保育学院と改称し、昭和 39 年には常磐会短期大学保育科へと発展してきた。

本学は「専門の学芸を教授研究し、職業または実際生活に必要な能力を育成すること」を教育のねらいとし、「豊かな情操・高い知性と教養を身につけた女性を育成し、特に幼児教育者としてのすぐれた資質を培うこと」を目的としている。創設当時、「財団法人常磐会」（同窓会）ならびに学校法人常磐会学園の初代理事長であった西脇りかが初代学長に就任した時、「和平　知天　創造」を提唱し、これをもって校是としたのが本学の建学の精神である。

和平とは「和を以って貴しとなす」の言葉のように、力を合わせて調和をはかり、礼儀を守り譲りあって平和の時代を築くこと（協力調和・信愛礼譲）であり、知天とは、天地神明に感謝し信頼し、人事を尽くして天命を待つということであり、法を守って義務を果たし、自分の存在の意味を知ること（遵法守規・義務責任）であり、創造とは、研究工夫し創造に努めることで、創造するには基礎的能力を身につけ、勉学に精励し実践していくこと（勤勉精励・実践躬行）である。以来、「和平　知天　創造」は常磐会短期大学の校是であるとともに建学の精神として脈々と受け継がれ、今日におよんでいる。

ただ、激動する時代、不透明な方向性の社会を生き抜く若者にとって、本学の建学の精神が新しい時代を切り拓く指標となるよう、改めて校是を読み解き、学園関係者はもとより広く学内外に周知することが求められている。特に在学生には常に乳幼児教育・保育者としての自覚と責任を伴った今日的視野から校是を読み解き、教育理念への深い理解を促している。

「和平」―　一人ひとり誇りをもって、一日一日をしっかりと生きること。
　　生きているものすべてが互いにやわらぎ、和み、平和にすごすこと。
「知天」―　天命を知ること。
　　一人ひとり使命を探求し、発見し、自覚すること
「創造」―　創る喜び、共に創り出す喜びを体験すること。

一人ひとりが新しい価値あるものを創りだすこと

このように建学の精神を今日風に読み解き、教育理念として学生便覧などにも掲載している。

建学の精神は、本学のウェブサイトや受験生を対象とした学校案内の冊子、学園報、求人と採用のための大学案内、図書館広報誌「知天」など各種の印刷物として広く周知し、学内外に示している。また学内においては、花田峰堂書の扁額を会議室に掲げ、そのレプリカを本学正面玄関に掲げ、学生や教職員が常に目に触れることができ、本学への訪問者へもその精神を伝えている。また理事長、学長の入学式及び卒業式での式辞において、あるいは種々の会合において建学の精神を示唆する挨拶が行われ、周知徹底を図っている。初年次の「基礎演習」の授業を通して基礎的な能力の育成とともに建学の精神を具現化できるようシラバスにも盛り込んでいる。また理事会においては、中長期計画の策定に当たり、建学の精神を踏まえた議論が絶えず行われている。

外部評価委員会では、こうした取り組みを評価していただいた一方、一部の委員からは「教職員は十分把握されていると思うが、学生は建学の精神に触れる回数が圧倒的に少ないので、繰り返しさまざまな確認をする機会が必要である」「幼児教育者としての専門的職業の養成として常識的マナー等を各授業で実践することが大切。それが教師、学生ともに充実することで建学の精神を学内で共有することになるのではないか」等の指摘もあった。その確認の方法をあらためて検討し、その精神がより活かされるようにしなければならない。

[区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

(1)　地域社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業のの開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

(2)　地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

(3)　教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ⅰ-A-2 の現状＞

（１）地域社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業のの開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

●教員免許更新講習

教員免許更新制をふまえ、幼稚園教諭免許状保持者や現職教員などを対象に「教員免許状更新講習」を８月に５日間開催している。 常磐会の卒業生に限らず更新が必要となる方々を受講対象としているが、近年受講希望者が多く、そのニーズに応えきれていない。

●科目等履修生

社会人を対象に１科目から科目を履修することができ、試験等に合格することによって、正規の単位を与えている。

●高大連携

将来保育者をめざす高校生に学びの機会を提供するため、協定高校との教育連携を進めている。昨年度は本学の付属園である認定こども園常磐会短期大学付属常磐会幼稚園において幼稚園実習体験を行い、子どもの様子を観察したり、一緒に遊んだり、担当の先生の関わり方を学んだりと、保育者をめざす学びの一部を実際に高校生にも体験してもらっている。また事前研修を受けて各自が準備した絵本の読み聞かせを披露してもらうほか、日頃見えていない部分の手伝い（保育室やトイレの清掃、園庭の片付け、行事準備など）を通して保育の現場を体感してもらっている。高大連携の取り組みでは事前研修を実施し、実習の心構えなどの説明や講義を受けてから体験実習を行い、有意義なものになるよう繋げている。

（２）地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

学校法人常磐会学園は平成 20 年 9 月に地元大阪市平野区と協働に関する協定を結び、まちづくり・地域福祉・子育て支援・生涯学習等さまざまな分野において人的交流及び知的・物的資源の相互活用により、それぞれの活動の充実と地域の持続的な発展に寄与している。

●常磐会学園こどもセンター ― つどいの広場 ときわっこ ―

地域の子育て支援を目的に平成 27 年に開設した「常磐会学園こどもセンター」。少子化や核家族化、環境の変化で親の孤立化が進むなか、子育てに関する情報を共有できるだけでなく、子育ての仲間作りや休憩の場、また現役の大学教員や保育経験者といった教育・保育のプロに育児の悩みを相談することができる場として、子育て家庭の強い味方となっている。同時に常磐会短期大学の学生がボランティアや見学に訪れるなど、子育てに関する学生の実習指導にも生かされ、地域と常磐会学園が連携した子育て支援の中核的な存在としての役割を果たしている。平成 29 年には大阪市地域子育て支援事業を受託し、「つどいの広場 ときわっこ」としてオープン。より安心して利用できる開かれた子育ての場として育児のサポートを続けている。

●常磐会学園乳幼児教育研究会

平成 27 年からは常磐会学園こどもセンターの研究部門として設置されている「常磐会学園乳幼児教育研究会」。遡ると、昭和 47 年から毎年保育講座や研究発表会を開き、大阪府下一円をはじめ近隣府県から実践者や研究者を中心に多くの参加をいただき、研究成果を上げてきた。

事業内容は保育講座、研究発表会、シンポジウムの開催や研究会誌の発行、その他関連する研究・教育事業など。常磐会学園が運営する大学、短期大学、付属園と連携し、乳幼児・児童の教育、保育、子育て支援の総合研究を行い、その成果に基づき広く内外に発表・研修・教育することを目的としています。実際に認定こども園常磐会短期大学付属常磐会幼稚園、

幼保連携型認定こども園常磐会短期大学付属いずみがおか幼稚園、常磐会短期大学付属茨木高美幼稚園の付属３園での公開保育や研究発表をはじめ、常磐会短期大学や常磐会学園大学において講演会や実技研修、保育研究を積み重ね、研究会誌を発行してその成果を発信している。

（３）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

個々の教員としては、子育て支援活動への助言、育児相談、教育相談、文化団体への活動支援、社会活動（市民活動）への参加とボランティア活動等、社会が求めるニーズに応じ、研究活動や支援活動を展開している。ただ、教員主導で学生引率というスタイルは見られるものの、夏休みもほとんどとれないような短期大学のカリキュラムの影響か学生の主体的な地域へのボランティア活動には限界があるように思われる。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

［区分　基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。］

(1)　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

(2)　学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

(3)　学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-1 の現状＞

（１）学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

本学幼児教育科における人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的については、学則第 3 条の２において「生きることの大切さと生きることの喜びをすべての人びとと共有できる豊かな感性と、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な確かな知識を身につけた専門職業人の養成に資する教育研究を行う」と明記されている。

さらに、常磐会短期大学ディプロマ・ポリシーにおいて、より具体的に本学教育の目標を明示している。本学のディプロマ・ポリシーは、「ディプロマ・ポリシーを『知識・理解』『関心・意欲』『思考・判断』『技能・表現』『態度』の五つの観点から設定する」「本学の校是との関連を明記する」「短期大学士の授与方針と幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針を別に設定する」といった三つの方針から検討されている。近年、本学に入学してくる学生の学力が多様化する中、「短期大学士の授与方針」を明記していることは、学生の基礎学力の向上や社会人基礎力の育成につながるという点で意味があると考えられる。

常磐会短期大学ディプロマ・ポリシー

観点	短期大学士の授与方針 （短期大学教育の課程を修了した知識･能力の証明として授与される学位）	幼稚園教諭二種免許状･保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針
知識・理解	社会生活に必要な知識を身につけ、理解している（知天）	子どもの育ちとそれを支える保育･幼児教育、子育て支援についての基本的知識を身につける（知天）
関心・意欲	自己・他者・社会への関心を持ち、教養を備えた人間として、生涯を通じて学び続ける姿勢と、社会・環境に働きかける意欲を持つ（知天・創造）	保育･幼児教育の職に就く自覚と誇りを持ち、子どもを取り巻く環境に関心を持ち、自ら実践しようとする意欲を持つ（知天・創造）
思考・判断	自ら、あるいは他者との協同の上で設定した課題について、学問領域の研究方法を用いて、分析し考察することができる（創造）	日々の実践の中から課題を見出し、子どもの最善の利益につながる課題解決の方法を考察することができる（創造）
技能・表現	体得した技術・技能を用いて、口頭あるいは文章によって論理的に表現することができる（知天・創造）	専門職としての基本技術や技能を体得し、ことば・からだ・芸術・情報機器などを通じて、論理的に豊かに表現できる（知天・創造）
態度	人権感覚を身につけ、自らの義務を着実に果たし、知識や能力を活かして、社会に貢献できる（和平･知天･創造）	人間関係を大切にし、協同して物事に取り組みながら、子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて行動できる（和平・知天・創造）

本学の教育課程は、教育・保育者養成課程の科目編成となっており、学則の別表第１-１として学生に示している。目指すべき保育者像を明確に示し、子どもの成長に応じた生活や活動をつくりあげる実践力を学習成果として位置づけている。

その獲得のため、教養科目、教育・保育の原点を理解する科目、子どもや保育をより深く分析し考察する科目、保育の技術を習得する科目、習得した教育・保育のための知識・技術を実践に生かす科目、職業人としての基礎を身につける科目を設置している。これらの科目と免許・資格取得との対応を「履修要覧（履修の手引）」に、学生に理解しやすいよう明示している。また、学科目配当表により、取得できる資格・免許を明示している。

（２）学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

本学では、学科の教育目的・目標を学生と教職員が共有することが、同じ目標を意識して学修に取り組み、より充実した成果を上げることに繋がることであること、学

科の教育目的・目標を学外関係者と共有することが、本学の教育をご理解いただくと共に、様々なご批正をいただくことを通じた改善に繋がることであることを深く認識し、本学の校是やディプロマ・ポリシーの積極的な表明に努めている。

本学の校是については、「学生便覧」に記載すると共に、本学1号館の玄関横に花田峰堂書の扁額のレプリカを掲げており、日常的に学生・教職員が目にすることができ、本学への訪問者にもその精神を伝えることができるようにしている。また、図書館広報誌「知天」などの各種印刷物へも校是を掲載することを通して、日常的に校是に触れることができる環境を整備している。また、ディプロマ・ポリシーについても「学生便覧」「キャンパスガイド」や本学のウェブサイトに掲載することを通じて、学内外でいつでもその内容に触れることができる環境を整備している。

学生に対しては、入学式における学長式辞において本学の校是を紹介すると共に、1回生必修科目である「基礎演習」の第2講において、本学の沿革と校是についての学びを深めている。また、履修オリエンテーション等の機会において本学のディプロマ・ポリシーについて説明を行っている。

教職員については、専任教職員に関しては、学生への指導の機会の度に、校是とディプロマ・ポリシーについて再確認する機会を持つこととなる。また、毎年4月に実施される「兼任講師説明会」において、本学兼任講師に対して、校是とディプロマ・ポリシーについて説明する機会を持っている。さらに、シラバス作成の際にも本学のディプロマ・ポリシーと関連付けた記載を求めている。こうした取り組みから、学内における本学の教育目的・目標は適切に共有されていると考えられる。

学外者に対しては、前述の通り、本学ホームページ及びキャンパスガイド等を通じて公表することにより、本学の受験を検討している人、高等学校関係者、保育・幼児教育・福祉関係者や広く市民の方々に、本学の教育目的・目標をご理解いただける環境を整備している。

(3)学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の養成にこたえているかについての点検は、「本学の保育者養成に対する地域・社会の評価→学内での検討→本学教育の見直し」というサイクルにおいて実施されている。

本学の保育者養成に対する地域・社会の要請については、卒業生の現況調査・実習訪問指導の際の聞き取り・常磐会短期大学第三者評価委員会における議論等の機会を通じて、日常的かつ組織的に情報収集を行っている。そこで寄せられた要請については、学内の授業に関わる各部署あるいはFD委員会・教育懇談会の場で検討し、具体的な目的・目標の見直しへと繋げている。特に第三者評価委員会から寄せられた意見に基づいた見直しについては、各年度内の取り組みとそれに対するフィードバックとして定期的な見直しの機会となっている。

[区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

(1)　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

(2)　学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

(3)　学習成果を学内外に表明している。

(4)　学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

(1)短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

(2)学科･専攻課程の学習成果を学科･専攻課程の教育目的･目標に基づき定めている。

短期大学としての学習成果については、本学のディプロマ・ポリシーにおいて大きな方向性として示されている。前述のように、本学のディプロマ・ポリシーは、『知識・理解』『関心・意欲』『思考・判断』『技能・表現』『態度』の五つの観点から、本学の校是と関連性を示す形で設定されている。また、短期大学士の授与方針と幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針を別に設定しており、本学における学びの目標を、社会人基礎力と保育者としての専門性の双方から明確に示したものであるといえる。同時に、保育者養成校である本学においては、開設されている科目の大半が幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得に関わるものであり、それぞれの教科目の目標と内容については、文部科学省及び厚生労働省から具体的な方針が示されている。そのため、各授業担当者においては本学のディプロマ・ポリシー及び担当教科目に関連する文部科学省および厚生労働省から示された指針の理解に基づき、各教科目における学習成果を設定し、シラバスに示している。そうした意味で、本学の教育の結果としての目標は、「方向目標」という形では明確に示されているといえる。

しかしながら、データとして測定可能な「何ができるようになるか」を明記した学習成果については、現在、その策定に向けての準備段階であるといえる。2019 年 4 月より教職課程及び保育士養成課程が変更されることとなり、それに伴い、本学においても新カリキュラムへの移行が必要となった。特に、教職課程に関しては、教職課程コア・カリキュラムが示される中で、本学独自の教育理念を維持しつつも、教職課程コア・カリキュラムに示された教員として求められる資質・能力を意識したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの再検討が必要となっている。こうした経緯の中、平成 29 年度よりディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの再検討に着手しており、その上で、カリキュラム・マップの整備、学生自身の自己評価システムである履修カルテの再検討へと繋げていく予定である。こうした取り組みを踏まえて、学習成果の量的･質的な測定が可能なシステムの構築に繋げていく予定である。ただし、保育・幼児教育・福祉の営みが単なる知識・技能の集積ではないことから考えれば、保育・幼児教育・福祉の実践の本質を見据えた学習成果の設定を目指した全学的な議論が必要である。

(３)学習成果を学内外に表明している。

学習成果についての学内外への表明については、上記の議論を踏まえた学習成果の可視化が行われた際に実施する予定である。学内外への表明についても、今後の課題である。

(４)学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

[区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

(1)　三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
(2)　三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
(3)　三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
(4)　三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ⅰ-B-3 の現状＞

(１)三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

本学においては、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、本学教育の方向性を示すものとして活用している。

ディプロマ・ポリシーに関しては、前述の通り、「短期大学士の授与方針」と「幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針」という二つの視点から学生に求める資質を示しており、資質を捉える観点については「知識・理解」「関心・意欲」「思考・判断」「技能・表現」「態度」の５点を挙げている。ここで示された五つの観点が、各教科目において学生に育てたい資質を捉える際の観点となっており、各授業担当者は、ディプロマ・ポリシーで示された五つの観点に基づき、各教科目の目標と内容を策定することとなっている。

カリキュラム・ポリシーについては、本学の多岐にわたる教育内容を、関連する教科目群でグループ化することにより、学生が学びの内容を整理して捉えられるようにしている。2019 年度 4 月より教職課程及び保育士養成課程が改訂されるにあたって、現在、その改訂に応じたカリキュラム・ポリシーの整備とカリキュラム・マップの策定に着手しており、2019 年度から運用予定である。

アドミッション・ポリシーは、本学で学ぼうとする学生に求める「姿勢」と最低限必要な知識・技能を示したものであり、この内容は、本学のカリキュラム・ポリシーで示されたさまざまな教科目の基礎を形成するものとして位置付けられている。

(２)三つの方針については、組織的議論を重ねて策定している。

こうした三つのポリシーについては、各部会での議論によって案が作成され、その後、執行部会での検討を経て、最終的には教授会で審議される中で策定されている。近年では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの改定にあたって、教務部で素案が作成され、その後、執行部会での検討を経て教授会で審議されている。

（3）三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

本学の教育はカリキュラム・ポリシーを踏まえた教育課程に基づき、各々の教員がディプロマ・ポリシーを踏まえた教科目のシラバス作成と授業の実施・評価に基づいて展開されている。そのためにはすべての教員が専任・兼任を問わず本学の三つのポリシーについての共通認識を持つことが必要であるため、シラバス作成に取り組む際と各年度の開始の際に、文書での依頼および4月に開催される兼任講師会での説明を通して、共通理解を図っている。

（4）三つの方針を学内外に表明している。

学外に対してはホームページやキャンパスガイドを通して、学内に対しては学生便覧を通して公表している。また、1回生に対しては、履修オリエンテーションや「基礎演習」の科目の中で、本学の校是と共に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて学ぶ機会を持っている。アドミッション・ポリシーについては、入試における面接試験に際して、本学のアドミッション・ポリシーへの理解を求めており、オープンキャンパスなどの機会で本学への入学を希望する人に、本学としての方針が理解できるようにしている。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

教育の効果に関わっての課題としては、以下の点が挙げられる。

1点目として、2019年度から実施される新しい教職課程および保育士養成課程の改定にあたって三つのポリシーの見直しを行うこと、それに連動して、これまで整備されていなかったカリキュラム・マップの策定に取り組むことが喫緊の課題である。現在、カリキュラム・マップの策定に取り組んでいるが、学生自身の学びの振り返りの機会である「履修カルテ」の内容とカリキュラム・マップの内容を連動させることにより、より合理的な振り返りを目指した改訂を行っている。

2点目として、「学習成果」の可視化を巡る課題である。これまで本学においては、各教科における教育の目標を、ディプロマ・ポリシーで示されている五つの観点の各教科目に基づき、シラバス作成時に各教科目の担当教員が判断し策定している。その目標については、教務部において大幅な偏り等がないかどうかを確認するという形で検討してきたが、各教科目の目標がデータとして測定可能な学習成果としては必ずしも設定されてこなかった。1点目にあげた三つのポリシーとカリキュラム・マップの策定の後に、学習成果の可視化に取り組むことが課題である。2019年度からの教職課程および保育士養成課程の改定に伴って、教職課程については「教職課程コア・カリキュラム」が示され、保育士養成課程でも各教科目の目標と内容が示されており、こうした改訂を踏まえ、学習成果の可視化に取り組むことが課題である。

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

(1)　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

(2)　日常的に自己点検・評価を行っている。
(3)　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
(4)　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
(5)　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
(6)　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ-C-1 の現状＞

本学では、自己点検・評価のための規程及び組織を整備するために、常磐会短期大学評価委員会規程を定めている。

この規程に基づき、常磐会短期大学の教育研究水準の向上を図り、自己点検・評価を行い、社会的使命を達成するために「常磐会短期大学自己点検・評価委員会」を設置している。

常磐会短期大学自己点検・評価委員会は委員長である学長の委嘱した委員をもって組織している。委員会のもとに専門部会を設け、各領域にわたる点検を行っている。専門部会は全教職員で構成され、点検評価項目の情報収集、整理、分析作業を行い、評価委員会に報告する。委員会はこれをもとに報告書を作成し、教授会及び理事会に報告している。また、自己点検・評価報告書等をウェブ上でも公表している。

自己点検・評価委員会の実施状況は、次の通りである。

平成 29 年４月 26 日　平成 29 年度第１回自己点検・評価委員会
　１．平成 28 年度「自己点検・評価委員会」（組織図）について
　２．第三者評価結果について
　　資料「常磐会短期大学外部評価報告書」
　３．平成 28 年度の取り組みと「報告書作り」について
　４．報告書作成のスケジュールについて

平成 29 年５月 17 日
　１．平成 28 年度の取り組みと「報告書作り」について、提出期限の確認

平成 29 年６月 21 日　平成 29 年度第２回自己点検・評価委員会
　１．外部評価委員会（報告）について
　２．平成 28 年度「報告書」作成について

平成 29 年９月１日　平成 29 年度第３回自己点検・評価委員会
　１．「報告書」の発行について
　２．課題・改善計画の確認と取り組みについて
　３．外部評価委員の委嘱について

平成 30 年２月８日　平成 29 年度第４回自己点検・評価委員会
　１．外部評価委員会について（報告）
　２．平成 28 年度「自己点検・評価報告書」の作成について
　３．「短大生調査」の実施について
　４．授業評価アンケート集計結果と授業改善報告について

外部評価者による委員会開催は、次の通り。

平成 30 年１月 13 日　第１回第三者評価委員会

委員の中から委員長を選出し、報告書について討議した。

平成 30 年３月３日　第２回第三者評価委員会

委員のみで、本学の報告書について話し合っていただき、評価の原案を作成していただく。

[区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。]

(1)　学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

(2)　査定の手法を定期的に点検している。

(3)　教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

(4)　学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ-C-2 の現状＞

FD 委員会を設置し、学長をはじめとする 6 名の委員で教育の質向上について検討を重ねた。

平成 29 年 6 月 7 日　第 1 回 FD 委員会

１．平成 28 年度「学生による授業評価アンケート」（後期）の集計結果について

①教育環境や授業改善の項目についての意見と抱負について検討した。

２．平成 28 年度「学生生活満足度調査」の集計結果について回覧し、内容分析した。

３．平成 28 年度「学生による授業評価アンケート」（前期）実施について

①アンケート結果として CD データと印刷された資料を各教員に配布していた。しかし、印刷資料を活用できるので、CD データを見直すまでもないとのことから CD を廃止することとした。

②アンケートをフィードバックして、PDCA サイクルに活かすことが必要であることから、アンケート項目を精選し 5 項目に絞ることとした。学生が「４」や「１」に評価した理由を記述できるように自由記述欄スペースを広くした。

平成 29 年 7 月 5 日　第 2 回 FD 委員会

１．平成 28 年度「学生による授業評価アンケート」（後期）の集計結果について

各教員から集まった「授業評価の結果に対する感想と抱負」について分析した。

２．教育環境について改善すべきことを確認した。

３．授業改善のために教授法としてのスキルを磨くことや授業の工夫をすることについて検討した。

平成 29 年 10 月 4 日　第 3 回 FD 委員会

１．平成 29 年度「学生による授業評価アンケート」（後期）実施に向けて検討した。

２．授業改善のために議論した。

平成 29 年 12 月 13 日　第 4 回 FD 委員会

１．平成 29 年度「学生による授業評価アンケート」結果に対する感想と抱負について再確認した。

２．上記の感想と抱負の他に「学生の授業受講状況についてのお伺い」を全教員に記述してもらった。授業改善の工夫に有効なアンケートとなった。
３．授業改善のために、「教育環境について」と「授業の工夫」について議論を深めた。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

①「学生による授業評価アンケート」を定期的に前期と後期に実施しているが、学生が機械的に評価の欄を塗りつぶしている姿が見受けられた。そのために、質問項目を精選して5項目に絞り、自由記述欄を広くするように形式の変更を行った。このことは、学生の意識改善につながったが、まだ機械的な記入がごく少数だが見受けられる。従って評価することの意義をさらに説明していくことが必要である。
②授業改善のために、すべての科目と学校行事の見直しを進めている。学生の授業態度、意欲の向上のためにさらなる改善が求められる。授業改善は自助努力だけでは難しいので、学生と教職員との関係構築の努力も大切である。

＜基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

第三者評価委員より次のようなご意見をいただいた。
①「建学の精神について、教職員は十分に把握されていると思うが、学生は建学の精神に触れる回数が圧倒的に少ないので、繰り返し様々な確認をする機会が必要である。」
②「教授者が求める学習成果と学生が認識している学習成果にくい違いがあり、学生に明確な学習成果の指標を示して繰り返して指導する必要がある。」
③「保育者になりたいというような思いは、どのように育てていくのか。」
④「知識の一方的な伝達と他方、知識を持たずして学生同士のペアワークなどを行っても専門的な知識の獲得にはつながりにくいと思われる。ここをどのように授業内容に反映させるのかが課題としてあげられる。」
⑤「授業評価のアンケートは、学びの意識があってこその授業評価だと考えると、適切な評価を行うためには、保育職に就く意義を理解し、学びの意識を育てていくようなプログラムも必要ではないかと感じる。」
⑥「入学前の学習フォローとともに学びに対する意識に関しても何らかのプログラムが必要ではないか。ここで、卒業生の活用など現場で活躍する卒業生を入学者の意識づけに活用するなど、外部人材の活用を視野に入れてもよいのではないか。」
⑦「教育の質を担保していることを示す指標を具体的に示すことができればよい。」
以上の課題を整理し、教授会や基礎演習打ち合わせ会、教育懇談会などの全体協議の機会を作って具体的な実践へ移すように計画中である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ－Ａ 教育課程］

［区分　基準Ⅱ-A-1　短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

(1)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

(3)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

(4)　学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞

（１）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

（２）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。

学科の卒業認定・学位授与の方針は、「常磐会短期大学幼児教育科の教育方針」に基づき、「学則」第９条及び「常磐会短期大学幼児教育科学位規程」に明記されている。

本学に２年以上在学し、第７条に定める授業科目及び単位数を修得した者には教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する（学則９条)。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、短期大学士の授与方針と幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針を分けて示すことにより、「短期大学士」の学位を与えるにふさわしい基礎的・汎用的能力と、保育者に求められる専門的能力のそれぞれに対しての目標を明確化している。

卒業認定と学位の授与については、学則第２章及び第３章で、修業年限、修得すべき単位数等の卒業要件を定めており、学生には、『学生便覧』『履修の手引』に明記して、履修登録のためのガイダンスで繰り返し説明を行っている。

成績評価基準については、『学生便覧』等で周知している他、各授業科目の成績評価方法についてはシラバスに明記しており、学生は自身が受けた成績評価の客観性や妥当性を確認することができ、評価に疑問が生じた場合は、教員、事務局、教務部に質問及び疑議申し立てが可能である。

教学課は、すべての授業科目の成績評価について、授業科目担当教員より、成績評価の素点を記した資料の提出を受けており、学生の質問等に対して、成績算出の基準となる詳細点を開示して説明することができる。授業科目担当教員から成績評価の素点の記載がなされ、学生からの成績に対する質問や疑議申し立てに、迅速か

つ根拠を明確にして対応することが可能となった。

なお、定期試験の受験資格は各科目について３分の２以上出席した者とされ、それに満たない者は「受験資格なし」とされる。受験資格のない学生には定期試験実施の１週間前までに授業担当教員よりその旨を伝達することとなっている。

（３）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

前述の通り、本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、「短期大学士」の学位を与えるにふさわしい基礎的・汎用的能力と、保育者に求められる専門的能力のそれぞれに対しての目標を明確化されている。ディプロマ・ポリシーは「知識・理解」「関心・意欲」「思考・判断」「技能・表現」「態度」の 5 つの観点から記述されているが、これは、文部科学省が提唱する「観点別学習状況の評価の観点」を踏まえており、現代の学校教育において育みたい力を検討する際の観点であるといえ、本学の卒業認定・学位授与の方針が社会的・国際的な通用性を持つものであることの根拠であるといえる。

ただし、基準Ｉ－Ｂでも指摘した通り、卒業認定・学位授与の方針との関連づけを踏まえた「学習成果」の可視化については、現在、本学としてのあり方を検討中であり、今後、本学のこれまでの教育の実績・幼稚園教諭に関わる教職課程の内容、保育士養成課程の内容等を踏まえながら、可視化を進めていきたい。

（４）学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針については、教職課程や保育士養成課程の改定などに伴う本学の教育課程の改定等のタイミングで見直しを行っている。また、第三者評価委員会等からの指摘事項等を受けて見直しを行っており、見直しの時期を明記してはいないが、適宜見直しを行うことを基本姿勢としている。こうした見直しは、本学執行部会と教務部の相互的やり取りの中で案を策定し、その案を教授会で議論するという形で、組織的に見直しが行われている。

[基準Ⅱ-A-2　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

(1)　学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

(2)　学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑤ 通信による教育を行う学科･専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞

（1）学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

本学の教育課程は、教育・保育者養成課程の科目編成となっており、学則の別表第-1として学生に示している。くりかえし述べたように、本学のディプロマ・ポリシーは短期大学士の授与方針と幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針に分けて示されているが、本学の教育課程では、「幼児教育科で学んだ者としての基礎的教養を身につけた者」という観点から編成された卒業必修単位の設定と、「幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい専門的力量を身につけた者」という観点から編成された免許・資格取得に必要な単位の設定がなされている。

短期大学士の授与については、下記の表に示した教科目の単位の取得を必須としている。

短期大学を卒業するためには、開講されている授業科目を履修し、62 単位以上修得する必要がある。ただし、62 単位中、次の必修科目は必ず履修しなければならない。

科　目　区　分	卒業必修科目　学科目名（単位数）	
基礎教育科目 必修 16	2 科目必修	子どもと自然（２）子どもと植物（２）科学あそび（２）
	2 科目必修	ジェンダーと教育（２）出会いの心理学（２）コミュニティと福祉（２）
	2 科目必修	子どもと絵本（２）表現の世界（２）音楽の世界（２）
	基礎演習（１）人権論（２）人権概論（１）キャリアデザイン（２） 文章表現法（２）日本国憲法（２）	
専門教育科目 必修 13	ピアノ演奏法Ⅰ（１）ピアノ演奏法Ⅱ（１）教育原理（２）保育の心理学Ⅰ（２）教育課程総論（２）保育原理（２）社会福祉（２）	
	1 科目必修	音楽表現入門（１）造形表現入門（１） 身体表現入門（１）
短卒必修科目計	17 科目　29 単位	
短卒選択科目計	33 単位以上	
合 計 単 位 数	62 単位以上	

（2）学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。

平成 29 年度には、下記の通りカリキュラム・ポリシーの再設定が行われており、本学の教育内容の構造が明確に示された。

常磐会短期大学　カリキュラム・ポリシー

科目グループ	カリキュラム・ポリシー	含まれる科目
人権	市民として、保育・教育・福祉に携わる者として求められる人権力の育成を目的とした科目を置く。	ジェンダーと教育・人権論・人権概論・日本国憲法
リテラシー	言葉や情報技術を用いてコミュニケーションや情報発信ができる力の育成を目的とした科目を置く。	基礎演習・文章表現法・教育情報技術演習・情報技術演習 A・情報技術演習 B・外国語（英会話）・外国語（韓国語）・外国語（中国語）・オーストラリア海外研修・基礎英語
保育・教育・福祉の理念	保育・教育・福祉の基本概念と理念を理解することを目的とした科目を置く。	社会福祉・児童家庭福祉・保育原理・教育制度論・教育原理・教育課程総論
保育・教育・福祉の実践 A	保育・教育・福祉の方法の基礎を身につけ、自ら実践する力の育成を目的とした科目を置く。	保育方法論・保育者論・幼児教育教師論・教職実践演習・キャリアデザイン・保育実習Ⅰ・保育実習指導Ⅰ・保育実習Ⅱ・保育実習指導Ⅱ・保育実習Ⅲ・保育実習指導Ⅲ・教育実習　教育実習指導・保育実践演習 A・保育実践演習 B
保育・教育・福祉の実践 B	保育・教育・福祉の対象に即した援助の方法を理解し、実践できる力の育成を目的とした科目を置く。	コミュニティと福祉・相談援助・障害福祉・家庭支援論・社会的養護内容・社会的養護・保育相談支援・乳児保育 A・乳児保育 B・障害児保育 A・障害児保育 B
心と体	子どもの心身のありようと発達を理解し、適切な関わりを身につけることを目的とした科目を置く。	保育の心理学Ⅰ・保育の心理学Ⅱ・出会いの心理学・幼児理解とカウンセリング・子どもの食と栄養 A・子どもの食と栄養 B・子どもの保健ⅠA・子どもの保健ⅠB・子どもの保健Ⅱ
保育内容とカリキュラムマネジメント	保育内容についての知見を深めるとともに、乳幼児期にふさわしい保育を組み立て、適切な関わりができる力の育成を目的とした科目を置く。	子どもと自然・子どもと植物・子どもと絵本・子どもと数学・科学あそび・保育内容演習（健康）・保育内容演習（人間関係）・保育内容演習（環境）・保育内容演習（言葉）・保育内容演習（表現）・保育内容総論・保育課程論
表現と運動	豊かな実技力と運動能力を身につけ、子どもの表現活動・運動への指導・援助ができる力の育成を目的とした科目を置く。	子どもと楽器・音楽の世界・音楽表現入門・音楽表現・子どもと音楽・ピアノ演奏法Ⅰ・ピアノ演奏法Ⅱ・ピアノ演奏法Ⅲ・ピアノ演奏法Ⅳ・表現の世界・造形表現入門・造形表現・遊びと造形・言語表現・身体表現入門・身体表現・あそびと運動・保健体育実技・保健体育講義

授業科目群の内容と目的は以下のとおりである。

保育者養成校である本学においては、保育者としての専門性を高めることが重要であるが、その基礎となる「保育・教育・福祉の基本概念と理念を理解することを目的とした科目」として、「保育・教育・福祉の理念に関わる科目」を置いている。また、保育者としての実践力の向上のために、「保育・教育・福祉の方法の基礎を身につけ、

自ら実践する力の育成を目的とした科目」群と、特別支援や保護者支援など、より具体的な対象に即した「保育・教育・福祉の対象に即した援助の方法を理解し、実践できる力の育成を目的とした科目」群を置いている。こうした科目群は、教育・保育・福祉の現場的な経験を積み上げた教員が担当することにより、実践的力量を身に付けることができるような授業展開を行っている。

また、保育者としての専門的な力量形成に関わって、「子どもの心身のありようと発達を理解し、適切な関わりを身につけることを目的」とした「心と体」に関わる科目、「保育内容についての知見を深めるとともに、乳幼児期にふさわしい保育を組み立て、適切な関わりができる力の育成を目的」に「保育内容とカリキュラムマネジメント」に関わる科目とした科目を置いている。特に、幼稚園教育要領等の改訂の中で注目されている「カリキュラムマネジメント」という文言を科目群の名称に取り入れることで、保育者の専門性におけるカリキュラムマネジメントの力量の重要性を学生自身が意識化できるようにしている。

保育者養成校である本学において、保育の技術を習得する科目として位置づけられる音楽・美術・体育等の分野における実技力の向上は教科目配置における重点事項であり、これまでも本学教育課程において重視してきた事項である。「豊かな実技力と運動能力を身につけ、子どもの表現活動・運動への指導・援助ができる力の育成」を目的とした「表現と運動」の科目においては、本学のこうした蓄積を体現した科目配置となっている。保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得のための必修科目である「身体表現」「音楽表現」「造形表現」「言語表現」のみでなく、より基本的な実技力からの積み上げを可能にする「身体表現入門」「音楽表現入門」「造形表現入門」の三つの科目を、また、より発展的な実技力と実践力の獲得を目標とした「あそびと運動」「子どもと音楽」「あそびと造形」の三つの科目をそれぞれ選択科目として設置している。こうした「三層構造」による実技科目の設定は本学における実技力向上のための取り組みの中核をなすものである。『入門』科目については卒業選択必修科目として３科目中１科目の履修を義務付け、発展的な力量の獲得を目指した選択科目については、３科目中１科目は履修するように指導するという方針での指導を行っており、学生の実技力の強化に繋がることと考えている。また、ピアノ演奏の経験がない入学生が増加している中、入学前教育においてピアノ講習を実施するなどの取り組みを行っており、学生の実技力の向上に寄与している。

これらの科目と免許・資格取得との対応を「履修要覧（履修の手引）」に、学生に理解しやすいよう明示した。これは、履修登録説明会でも詳しく伝えている。また、学科目配当表により、取得できる資格・免許を明示し、どのような人材を育成するかを具体的に示している。

このような授業科目は、学生の主体的な学びを喚起することへと繋がっている。学生同士の相互作用によって学修内容を深め、学修の動機づけも強める。そして様々な問題を自身の問題として受け止め、人格的資質を形成し、社会的存在としての自己に気づくことのできる科目群を設けている。

保育に関わる専門知識・技能のみならず、社会人として必要不可欠な感性と高度な教養を、柔軟なカリキュラムから学ぶことができる体制を整備している。ここが本学

の教育課程を貫く核心である。

本学における短期大学士としての必修科目は、次のような特質を持つ。

一つに、基礎演習・文章表現法・キャリアデザイン等の科目の中で、論理的思考のための様々な技法を学ぶこと、他者と協同しながら学ぶ経験をすること、文章力や考えたことを表現する力を高めることを通して、短期大学士としてふさわしい、「知識・技能」「思考・判断」「技能・表現」の力を高める科目群が設定されているということである。こうした力量の育成は、上記の科目のみでなく、本学で開講されているあらゆる科目の中で目指されている点に特徴がある。

二つに、人権論・人権概論・日本国憲法等の科目を通じて、人権を尊重できる「態度」を身につけることを目指した教育課程となっていることである。

三つに、学生の「知識・理解」「興味・関心」「思考・判断」の力、さらに、学んだことを表すための「技能・表現」の力を、保育・教育・福祉に関連する科目群を通して高めることを目指していることである。

このように、本学における「短期大学士」授与の方針は「幼児教育科で学んだ者としての基礎的教養を身につけた者」という観点で設定されている点に特質がある。

また、「幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい専門的力量を身につけた者」という観点から編成された免許・資格取得に必要な単位の設定については、幼稚園教諭二種免許状取得に必要な教職課程、保育士資格取得に必要な保育士養成課程を踏まえており、免許・資格に必要な科目の履修を通して、ディプロマ・ポリシーで五つの観点から示された内容の習得を目指している。

現状では、ディプロマ・ポリシーに示された五つの観点と各教科目の目標については、各授業担当者がシラバス作成時に、五つの観点を踏まえながら各教科目の目標を設定する形で進められているが、今後、本学としてより明確に各教科目と五つの観点の関連付けを整理することも検討する必要がある。

「学科の学習成果に対応した、授業科目を編成」については、前述の通り、学習成果の可視化はこれからの検討課題となっており、今後、学習成果の可視化に取り組む中で、各教科目との関連を明確にしたいと考えている。

② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

近年、学生の不十分な学習時間数による単位制度の形骸化の問題が指摘され、単位制度の実質化が議論されているが、本学においても、各授業シラバスに学習課題（予習・復習）の内容と時間を明記することにより、学生が確実に学修内容を習得できるように取り組んでいる。ただし、本学は2年間の在学期間を基本とする短期大学であり、クラス数の多さと開講科目の関係から履修登録は前期・後期を通してすべて年度当初に行うこととなっていることから、履修できる単位数の上限の設定は、それを行うことによって2年間の在学期間が延長する学生がでることなどが予想される（その結果として、退学という可能性も予想される）中、難しい現状である。1回生で修得できなかった科目を2回生で再履修することが極力起きないように、追再試験手続き前に個別面談を行うなどの方法で学生に注意喚起をし、2回生以降で、過剰な科目数を履修しなければならない事態を事前に回避するように努めている。GPA制度による

履修科目数の制限等についても同様の理由で、実施することが本学のシステムにはそぐわないため、本学では導入は行っていない。

③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

成績評価は、学則第４章・５章に定めており、詳細は学務規程第１章・２章により規定している。評価については「秀」の評語を設け、100 点から 90 点を秀、89 点から 80 点を優としている。この「秀」の評語は、同一期間に教員が担当している同一教科目の全受講者のうち、10%以内の範囲で与えることができる評語としており、高い到達度を達成した学生にのみ与えられる評語として設定されている。この改定により、成績優秀な学生が学習の達成感をより確実に感じられるようになるとともに、学生の学習への意欲の喚起へと繋がっている。

④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

本学の各教科目のシラバスについては、「科目名」「担当者」「年次」「単位数」「授業形態」「卒業・資格との関連」「授業内容」「到達目標」「準備学習」「教科書」「参考書・資料」「評価方法」「特記事項」「各授業回の項目・内容・学習課題（予習・復習の内容と時間）を明記しており、シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）をすべて記載している。

（３）学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。

授業科目の担当は、それぞれの教員の専門領域を活かして配置している。保育士、幼稚園教諭を養成する教育課程の編成方針に従って、教養科目、専門教育科目、教職科目を担当する専任教員と兼任講師を配置している。各分野においてふさわしい研究業績や実務実績を有した専任教員と兼任講師である。

平成 29 年度においては、専任教員は教授 7 人、准教授 8 人、講師 7 人、助教 1 名の構成である。本学においては、「当該領域において高度な実務経験を持つ教員」と、「当該領域の教育・研究業績が豊かな教員」の双方を、バランスを考慮し採用している。本学が幼児教育科として保育・幼児教育の実務者養成に取り組み、「理論」と「実践」の双方にまたがる知見を育成するためにも、この双方のタイプの教員バランスに配慮することは重要であると考えている。

なお、本学は、常磐会学園乳幼児教育研究会における様々な研究活動などを通じて、幼児教育の分野で先進的な取り組みを進めてきた。また、研究や研修の機会を通じて保育現場との協働に取り組む教員も数多く在籍している。乳幼児教育に係る課題のための取り組みについてのこれらの考察は、学習支援に活かされ、また、今後の教育過程編成にも反映されることになる。

（４）学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

教育課程の見直しについては、教職課程及び保育士養成課程の改定等のタイミングで見直しを行い、保育・教育・福祉の現場の現状や本学の学生の実態に合致した内容

となるように検討を行っている。

2019 年度から実施される新しい教職課程及び保育士養成課程への移行に伴い、本学の教育課程についても大幅な見直しを行っている。見直しにあたって、教職課程および保育士養成課程で示された授業数が増加する中、近年の学生の学力の多様化や多忙化に対応するため、「科目数を絞り込むことで、一つ一つの科目の学習成果を上げる」ことを意図して基礎教育科目（卒業選択必修科目）の履修を従来の「6 科目 12 単位を選択必修」から「3 科目 6 単位を選択必修」と変更する方向で検討を行っている。

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

(1)　教養教育の内容と実施体制が確立している。

(2)　教養教育と専門教育との関連が明確である。

(3)　教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-3 の現状＞

（１）教養教育の内容と実施体制が確立している。

本学は、人権教育を基盤とした教育方針を掲げており、「市民として、保育・教育・福祉に携わる者として求められる人権力の育成を目的」に「人権」に関わる科目群を置いている。

また、社会人として、保育者として求められる「言葉や情報技術を用いてコミュニケーションや情報発信ができる力の育成」を目的に、「リテラシー」に関わる科目を置いている。例えば、初年次の「基礎演習」科目についてはクラス単位の学習形態を取り入れず、専任教員全員が横断的に履修者を担当するゼミ形式で開講している。短期大学の学修のあり方、自己成長の確認、基礎学力等の修得を目指して 15 コマの授業が構成されている。学習技術獲得・さまざまなワークショップの経験を通じた集団思考の経験を行うこと、資料や文献の収集法や整理の方法などについて、「『伝える』の実践」「『訊く』の実践」などのテーマに即した形で学ぶ機会になっており、年を重ねる中で、内容が精査されている。

（２）教養教育と専門教育との関連が明確である。

保育者養成校としての本学での学びは「基礎学力」「専門知識」に加え、それらをうまく活用していくための「社会人基礎力」の育成も柱にする必要がある。社会人基礎力については、例えば経済産業省は「前に踏み出す力」（主体性、働きかけ力、実行力）、「考え抜く力」（課題発見力、計画力、創造力）、「チームで働く力」（発信力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール力）の三つの能力に１２の能力要素として説明を行っているが、こうした力を、学校生活全般を通じて育成することが重要になる。これまでも本学では、さまざまな学内行事等をクラス単位で行うことを通じて、学生の社会人基礎力の育成にあたってきたが、近年、学生の多忙化や集団形成の力量の低下などの中で、学内行事等の運営にさまざまな課題がみられるようになってきた。そのため、平成 30 年度より、本学における初年次教育の取り

組み１つの柱である「基礎演習」において、クラス単位で行事等への準備や振り返りを行う回を設定し、その中で KJ 法やブレーンストーミング等のさまざまな手法を学び、実践するという機会を設けることとした。こうした取り組みは、学習集団としてのクラス集団作りにも寄与するものである。

（３）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果の測定・評価については、平成 28 年度までは「基礎演習」の中でプ レスメントテストとアチーブメントテストを実施し、学生の教養教育に関わる現状の理解を行っていたが、テスト内容が学生の現状に合致していないと判断し、2017 年度より実施していない。現状では、「基礎演習」における漢字学習について、その到達度を図るテストを実施し、保育者として求められる漢字力の育成に取り組んでいる。しかしながら、平成 29 年度においては、その結果の測定が十分に行われておらず、今後、効果測定のためにも実施を検討する必要がある。

[区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-4 の現状＞

（１）学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

職業教育に関しては「保育教育実習及び実習指導」（全４単位）や「キャリアデザイン」（２単位）をはじめ、教育・保育に関わる必要な教科を実施すると共に、進路支援センターにおいては次のような取り組みを実施している。

教育・保育の現場をよく理解し進路のミスマッチをなくすための取り組みとして、１回生後期に実施される大阪私立短期大学協会主催の「短大生のための就職セミナー」に参加し、春夏冬休みを利用して保育所・幼稚園や施設等へのボランティア活動の推奨、２回生を対象に就職フェア（大阪民間保育園・大阪市私立保育園連盟等が開催）への参加の推奨、保育所・幼稚園・認定こども園・施設への就職を前提とした園見学を実施している。

また、１回生後期から進路支援センターにおいて進路ガイダンス（全 11 回）を実施している。まず、キャリアアドバイザーによる「履歴書の書き方セミナー」を実施し、その後クラス担任の協力を得ながら、履歴書の添削や個別面接指導へと繋げている。そして保育現場の求めている社会人としての基礎力を付けるため、春休みには１回生を対象に「社会人としてのマナー講座」を実施している。

既卒者に対する支援として一般財団法人常磐会の協力を得て、「ときは」や「学園報」に進路支援センターの業務内容を掲載すると共に、卒業生のデータを収集し既卒

者に対しても職場紹介を実施している。

（２）職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

「キャリアデザイン」はじめ教育・保育に関わる必要な教科については、定期テストによる効果測定・評価と改善、及び学生の授業評価による評価・改善を行っている。また、実社会における職業教育全体の効果測定・評価や改善については、卒業後就職先に訪問し実際の職場での卒業生の実情を見聞きして進路指導についての効果を測定・評価している。また卒業後の職場での悩みの相談、転職の相談などを受け記録を取り、今後の職業指導の参考にしている。

リカレント教育として、毎年８月に「教員免許状更新講習」を開講しており、必修講習（１日）・選択必修講習（1 日）と選択講習（３日間）の５日間実施している。平成 27 年度は延べ 197 人、平成 28 年度は延べ 553 人受講した。教員免許更新講習には例年受講希望者が多いので、平成 29 年度から定員増を実施し、延べ 986 人が受講した。

後期中等教育との円滑な接続については、高校生が進路やキャリアに対する意識を高められるよう、協定高校との教育連携を進め、保育者を目指す学びを高校生も体験できるよう模擬授業を実施している。また、毎年学生を受け入れている高等学校とは、出前講座を実施し本学の職業教育の取り組みについて理解を深め、進学後スムーズに大学教育に馴染めるようより一層連携を深めていく。

さらに、本学においては職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上を図るため、教職員一体（全職員）となった取り組みとして、「人権教育推進委員会」（企画運営部、研修係・学生指導係・広報係）を設置している。研修係による人権教育に関する研修会や教育懇談会を計画的に実施しており、そうした成果を学生指導に活かしている。

職業教育の中心的役割を果たす「進路ガイダンス」と必修教科「キャリアデザイン」の授業内容については、その具体的な教授内容を明確にし、指導のあり方の統一化を図るため、より一層連携強化し効果的な指導を検討する。１回生を対象に実施した「社会人としてのマナー講座」については、社会のニーズに合致した保育者養成をするために引き続き実施していく。

また、職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図るため、大学が求める考え方や高等学校が望む教育内容を明確にし、双方の目的が一致して同じ方向を目指せるようにするために今一層より丁寧に連携強化を図る。

［区分　基準Ⅱ-A-5　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

（1）　入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
（2）　学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
（3）　入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
（4）　入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。

(5)　高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
(6)　授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
(7)　アドミッション・オフィス等を整備している。
(8)　受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
(9)　入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-5 の現状＞

本学は保育者養成系の単科の短期大学でもあり、その教育を受けるにあたり、学習に向かう姿勢や基礎的な学力・技能を求めていることをアドミッション・ポリシーに盛り込んでいる。現在のアドミッション・ポリシーに変更して 3 年目となるが、平成 29 年度に卒業した学生の就職実績では就職希望者に対しての就職率は 100%であり、その中でも保育所（園）、認定こども園、幼稚園、福祉施設といった保育の専門職に就いている卒業生は 95%である。このことからも本学の入学者受け入れの方針は、在学中の学習においても、また取得した資格や免許を生かした就職に向かう姿勢からも一定の学習成果をあげていると言え、その方針は学習成果に対応しているものだと考える。

学生募集要項にはトップページにアドミッション・ポリシーを明記しており、受験を考えたり出願をする際にも本学の方針を喚起できたりするようにしている。

また、AO 入試、指定校推薦入試、クラブ推薦入試、公募推薦入試において本学への入学が決定した高校生に対して入学前教育を行っており、入学後の学習や実習プログラムを踏まえた基礎的な漢字の再確認や保育体験を取り入れている。さらに、保育者としての専門的な技能でもあるピアノ演奏に関しては進度チェックを行っており、入学までに技能が足りない場合には個別に、入学前ピアノ演奏法講習を行うことで進度の把握を図っている。これらも本学のアドミッション・ポリシーに従い、基礎的な学力を身につけることや自己研鑽し続ける姿勢の大切さ、保育者としての心構え、音楽などの基礎的な知識・技能を目指すものとして入学前の学習成果の把握・評価を明確に表していると考える。

入学選抜の方法はアドミッション・ポリシーをもとにして、以下のような観点で実施をしており、選考や試験科目の内容とアドミッション・ポリシーを対応させるようにしている。

入試区分	選考・試験科目	志願者に求める技能や姿勢
AO	漢字基礎検査 個人面談 簡単な音楽基礎検査（ピアノもしくは歌唱）	・基礎的学力を身につけようとする努力と姿勢 ・経験や特技を自分の言葉でわかりやすく伝えようとする姿勢 ・保育者になりたい思いや目指したい思いを伝えようとする意気込みや熱意 ・問われていることにコミュニケーションを取りな

		がら自分らしく意見を伝えようとする姿勢 ・保育者を目指すために必要な技能を高めようとする努力
指定校推薦	書類審査（調査書） グループ面接	・授業で培った学習する姿勢とそれを積み重ねようとする努力 ・高校生活で学んだことを自分の言葉で伝えようとする姿勢 ・保育者になりたい思いや目指したい思いを伝えようとする意気込みや熱意
クラブ推薦	書類審査（調査書） グループ面接 実技	・保育者になりたい思いや目指したい思いを伝えようとする意気込みや熱意 ・クラブ活動を通して培った経験や姿勢を発揮できる力
公募推薦	書類審査（調査書） 国語 グループ面接 グループディスカッション	・授業で培った学習する姿勢とそれを積み重ねようとする努力 ・基礎的学力を身につけようとする努力 ・周囲の人たちとコミュニケーションを取りながら同じ目的に向かって協力し合おうとする姿勢
一般	国語または小論文 グループ面接	・授業で培った学習する姿勢とそれを積み重ねるための努力を発揮する力 ・基礎的学力を身につけようとする努力 ・保育者になりたい思いや目指したい思いを伝えようとする意気込みや熱意

高大接続の観点から、AO 入試では出願条件の１つとして「自己推薦できる活動・得意分野を持ち、それらをアピールできる者」とあげている。一例として①資格・免許を持っている、②部活動・生徒会活動・ボランティア活動の活動歴がある③特技を持っている、などであり、それを個人面談でどのようにアピールするかを求めている。ここには免許や資格を取得するまでの努力や高校時に打ち込んできた経験とその継続力、また特技の披露の仕方といったアピール力と、それを面談者とコミュニケーションを取りながら進めていくという高校時に培った知識や技能の習得と表現力や判断力を発揮できるように設定している。またグループ面接や公募推薦入試で行うグループディスカッションでは、主体性を持ちながら協働して進める姿勢も踏まえて入試を実施している。これらの実施については、事前に面談・面接担当者打ち合わせを行い、選考基準を共通理解したり確認したりする機会を設け、公正かつ適正な実施を行うようにしている。

授業料、その他入学に必要な経費については学生募集要項のみならず、キャンパスガイドや本学公式 Web ページ上においても明示している。

アドミッション・オフィスという明確な機関は整備しておらず、これまでの経緯から教学課の中に入試係を置き、その中で受験情報を管理して運営している。しかしながら配置人数としても機関としての立場としても決して十分な体制とは言えない。入試広報室が別組織として存在するものの、情報の共有化や体制の連動というまでには十分に至っていないというのが現状である。これからの入試を踏まえアドミッション・オフィス的な機関の整備も考えていかねばならないと思われる。

受験の問い合わせに対しては教学課入試係としての電話番号を設置しており、その番号で対応を行っている。入試係専用ダイヤルについてはキャンパスガイドや学生募集要項、入試の広報的印刷物等には記載しており、また本学公式 Web サイトにも番号を載せて周知を図り、適切に対応できるようにしている。

[区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

(1)　学習成果に具体性がある。

(2)　学習成果は一定期間内で獲得可能である。

(3)　学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ-A-6 の現状＞

(１)学習成果に具体性がある。

学習成果については、前述の通り、現在、測定可能な学習成果の内容のあり方について検討中である。各教科目においては、シラバスにおいて到達目標を示しているが、シラバス作成の際に、「本学のディプロマ・ポリシーを念頭におき、別紙「教科目の教授内容」の内容を踏まえて記述すること」「『知識・理解』、『思考・判断』、『関心・意欲』、『技能・表現』『態度』の五つの観点から学習達成事項を記述すること」「授業内容の学習達成事項を具体的に記述すること」「学習者の視点から、○○について『理解する』『説明できる』『論理的に述べることができる』『類別できる』『指摘できる』『関心を持つ』『主体的に考えることができる』など、行動目標を中心として記述すること」を求めており、記述内容は教務担当教員で確認しているため、具体性のある記述となっている。また、各教科目群の授業担当者内で検討を行い、具体的な学習成果を定めており、2 年間の修業年限の中で合理的に学生が学習成果を挙げられるような学習内容の配列を行っている。しかしながら、学校全体として各教科目の学習成果を集約して一体的に提示することは今後の課題となっている。

(２)学習成果は一定期間内で獲得可能である。

現時点では、上記の通り学習成果が各教科目毎、あるいは教科目群ごとに整理されているが、それぞれに示された内容については、その到達によって単位取得が認められていることに示されているように、授業が実施されている半期期間内、あるいは教科目毎の目標については 2 年間の修業年限内で獲得可能な内容となっている。

(３)学習成果は測定可能である。

学習成果については、各教科目の到達目標を具体的に設定するように求めており、測定可能であるが、前述の通り、学校全体での集約が課題となっているため、今後、学生がより具体的に意識化できるような形での提示を検討する必要がある。

[区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

(1)　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業

績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

(3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-A-7 の現状＞

(１)GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。

学習成果の獲得状況の測定については、本学においては今後の課題となっている。現在、本学における入学試験のあり方についての検討を行うためのツールとして入学後の学生の単位取得状況や GPA の分布について検討は行っているが、学生の学習成果の獲得状況を測り、教育内容の改善につなげるという観点からの活用は今後の課題となっている。本学で現在測定可能なデータは、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）であるが、GPA や単位取得率は成績不振の学生に対する個別支援のツールとして用いられており、学校全体での教育の改善のツールとしては、その活用方法を検討する必要がある。

(２)学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、在籍率、卒業率、就職率については、「学生生活満足度アンケート」「実習訪問時における卒業生の雇用者への調査」などを活用し、本学の教育の見直しや就職指導の見直しに用いている。こうした結果は FD 委員会において検討され、本学の教育活動の方向付けを行うための基礎資料となっている。

(３)学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

学習成果の公表については、前述の通り、全学的な集約と方針の提示が今後の課題であるため、公表されていない。今後、内容の整理と共に検討を行う。

[区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

(1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

(2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-A-8 の現状＞

(１)卒業生の進路先からの評価を聴取している。

本学で取得できる免許資格は、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格・社会福祉主事任用資格であり、卒業生のほとんどが幼稚園・保育所・認定こども園・施設に就職している。平成 27 年度４月子ども子育て支援法が施行され、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園に移行され「保育教諭」を求められる園も増える中、本学の卒業

生は特に問題なく応えることができている。

学生の卒業後評価については、毎年6月中旬に求人依頼の書類を送付し、卒業生の状況も把握に努めている。また、卒業生の就職先が本学学生の実習園（所）と重なるため、毎年３回実施する実習期間中に、実習訪問をした教員が、卒業生の担当職務内容・勤務状況・評価等を尋ね、その結果を進路支援センターに報告している。

実習訪問時に、卒業生の様子を尋ねると「０歳児で元気に頑張っていますよ」「笑顔が素敵な先生ですよ」「うちは誰と誰が、常磐会さんですよ」と言ってその様子を聞かせてくださり、卒業生全員を訪問教員に紹介してくださる園もある。この様に卒業生が在職する職場では、好感を持って話し対応してくださることが多く、本学卒業生が職場に良く溶け込み、先輩からの指示をしっかり受けとめ実行していることや、園児や保護者から信頼され保育の現場で高く評価されている。

また例年実施している実習懇話会や、幼稚園・保育所・認定こども園等の団体が実施する懇談会（懇話会）等に参加して卒業後の学生の評価を尋ねている。この中では「家庭での生活経験が乏しく基本的なことを教える必要。控えめで積極性に欠ける。文章力が弱く誤字脱字が目立つ。ピアノのレベルが落ちている等」と、指摘されることもある。

この様な状況の中、平成 27 年３月末に本学卒業生の就職先（幼稚園・保育所・認定こども園・施設 850 園）を対象に採用試験の内容などについてアンケート用紙を送付して、保育現場が求める新任保育者について分析しまとめた。その結果保育現場は、新任保育者に対して、保育の専門性よりも社会人としての基礎力、例えば「明るく挨拶ができる。職場の同僚と協調して仕事ができる。約束を守ることができる。時間を守ることができる。身だしなみを整えることができるなど」を求めていることが明らかになった。

(２)聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

本学は、昭和２年に大阪府女子師範学校同窓会「常磐会」により幼稚園を設立し、昭和 28 年には幼稚園教員養成所を開設、昭和 39 年に「常磐会短期大学」として幼児教育者及び保育者養成の事業を開始して以来、多くの保育実践者を送り出し、その卒業生が現場において高い評価を得て活躍し続けている。

一方、子どもを取り巻く地域や社会情勢が大きく変化し、保護者への対応や、地域の子育て支援の重要性が求められる中、アンケート調査結果でも明らかなように、社会人としての基礎力を持つ保育者養成が求められている。

このような状況のなか、学生の基礎学力の向上を図るために、全教員が協力して「基礎演習」という科目（保育者に求められる基本的な知識・技術の取得を図る）を、1回生の教科として取り組むとともに、進路支援センターとしては、キャリアアドバイザーと共に、社会人として求められるマナーを意識して伝えることとした。

さらに日々の学校生活の中で、教職員が一丸となって社会人としての基礎力を意識して学生に対して対応すること、そして特に基本的な生活態度が不十分な学生や消極的な学生への丁寧な指導、文章力を向上させるための取り組み、ピアノ演奏技術の向上を図るため個別指導を強化する等の取り組みに努めることとした。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

本学教育課程に関わる課題としては、下記の点が挙げられる。

一つに、2019 年度から改訂される教職課程・保育士養成課程への対応と教育課程の見直しである。幼稚園教諭・保育士に求められる専門性がより高度なものとなる一方で学生の学力等の多様化が進んでいる。こうした中で、時代と学生の実態に即応した教育課程の編成が求められている。

二つに、学習成果の可視化や単位の実質化などの教学改革への取り組みである。幼児教育科としてふさわしい学習成果の設定を、上記の教育課程の見直しに際して実施する必要がある。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

2019 年度から改訂される教職課程・保育士養成課程は、実質的な科目増となっている。しかしながら、近年の学力の多様化や学生の多忙化等の状況を考えると、教育課程のスリム化に取り組む必要があると考えられる。そのため、基礎教育科目（卒業選択必修科目）の履修を従来の「6 科目 12 単位を選択必修」から「3 科目 6 単位を選択必修」と変更する方向で現在検討している。

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

［区分　基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

(1)　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2)　事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3)　教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-1 の現状＞

（1）　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

成績評価基準（到達目標及び評価方法）は全ての授業について「授業概要」に明記されており、評価方法については試験やレポート、受講態度等の具体的項目毎に評価全体に占める割合を百分率で示している。教員はこの成績評価基準に基づいて、試験やレポート、発表、作品提出その他授業内容に適した方法によって学生の学習成果を把握している。

平成 29 年度においては、学務規定の改定を行い、成績評価の基準となる「試験」の概念について下記の通り整理を行った。

第 6 条　試験は、以下の形式のいずれか、または複数の組み合わせとする。
1　定期試験期間に実施する筆記試験（これを「定期試験」と称する）
2　授業時間内に実施する課題等
3　授業時間外に実施する課題等

また、定期試験の運用ルール等についても改訂を行い、単位取得における公平性と厳格さの確保を行った。

② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。

学修成果の可視化は今後の検討課題であるが、現在、学生の学習の振り返りについては、「履修カルテ」において行われており、教員は、この履修カルテの記述に基づいて、学生の学習成果の獲得状況の把握を行っている。

個々の学生が学期毎に全ての履修科目を対象とした自己の「履修カルテ」を Tips×Tips（在学生用ポータルサイト）経由で作成し、科目ごとの目標設定、振り返りなどを行っており、その結果を各科目担当教員が閲覧することが可能である。

この「履修カルテ」は専任教員が全在学生を分担して指導やコメントをしている。

また、自己評価シートとして、各科目群における学習成果を５段階評価で記入し、振り返りを行っている。評価項目は下記のとおりである。

各科目群における評価項目

必要な資質能力の指標		
中項目	小項目	指標
教養科目	自然科学系科目	自然科学に関わる基礎的な知識を習得し、社会生活および専門職の場において活用することができる。
	社会科学系科目	社会科学に関わる基礎的な知識を習得し、社会生活および専門職の場において活用することができる。
	人文科学系科目	人文科学に関わる基礎的な知識を習得し、社会生活および専門職の場において活用することができる。
	芸術系科目	音楽・造形に関わる基礎的な知識・技能を習得し、実践することができる。
	保健体育系科目	保健体育に関わる理論を学び、実践することができる。
	アカデミックスキルズ	社会人として必要な知識・技能を習得し、よりよい社会生活を送ることができる。
	キャリア系科目	ライフデザインに関わる知識を習得し、自己実現のための計画設計をすることができる。
	人権科目	人権に関わる基礎的な知識を習得し、よりよい社会の実現について考え行動することができる。
	法律科目	法律に関わる基礎的な知識を習得し、義務と権利が理解できる。
	英語科目	英語に関わる基礎的な知識を習得し、国際理解・多文化共生の姿勢を持つことができる。
	外国語科目	外国語（英語以外）に関わる基礎的な知識を習得し、国際理解・多文化共生の姿勢を持つことができる。
	情報科目	情報技術に関わる基礎的な知識・技能を習得し、実践できる。
保育の表現技術	音楽・ピアノの表現技術	音楽およびピアノ演奏に関わる表現技術を習得し、保育実践において活用できる。
	造形の表現技術	造形による表現技術を習得し、保育実践において活用できる。
	身体の表現技術	身体による表現技術を習得し、保育実践において活用できる。
	言語の表現技術	言語による表現技術を習得し、保育実践において活用できる。
	保育に関わる高度な表現技術	音楽・造形・運動に関わる高度な表現技術を習得し、よりよい保育実践を実現できる。
保育の本質・目的に関する科目	保育の本質に関する科目	保育の本質に関わる基本的な事項を学び、十分に理解することができる。
	福祉に関する科目	保育に関わる福祉的な事項を学び、よりよい保育を実践できる。
	保育の目的に関する科目	保育の目的を理解し、保育実践で必要な知識・技術が習得できる。
	教育制度に関する科目	教育制度について理解し、よりよい保育を実践できる。
保育の対象の理解に関する科目	心理学に関する科目	発達に関わる知識・技術を習得し、保育の対象を心理学的側面から理解し、支援できる。
	保健学に関する科目	心身の健康に関わる知識・技術を習得し、保育の対象を保健学的側面から理解し、支援できる。
	栄養学に関する科目	食育に関わる知識・技術を習得し、保育の対象を栄養学の側面から支援できる。
	家庭支援に関する科目	家庭支援に関わる知識を習得し、実際の支援において活用できる。
保育の内容・方法に関する科目	保育の内容・方法に関する科目	保育の内容を十分に理解し、様々な保育の方法を知ることで、現実に即した保育を実践できる。
	乳児保育に関する科目	乳児に関わる知識を習得し、適切な保育を実践できる。
	障害児保育に関する科目	障がいのある子どもに関わる知識を習得し、適切な保育を実践できる。

	養護・保育相談に関する科目	養護や保育相談、カウンセリングに関わる知識を習得し、実際の支援において活用できる。
	５領域に関する科目	保育の内容について５領域の観点から理解し、豊かな保育を実践できる。
	情報処理に関する科目	情報技術に関わる知識・技能を習得し、保育実践において活用できる。
実習科目	教育実習科目	幼稚園教諭として必要な知識・技能を習得し、実習を豊かな学びの場にできた。
	保育実習科目	保育士として必要な知識・技能を習得し、実習を豊かな学びの場にできた。
総合演習	実践科目	より適切な実践をおこなうために、学習した物事を総合的に理解し分析することができる。

ただし、履修カルテについては、学生によってその記入状況にばらつきがあり、十分な振り返りのツールとなっている学生がいる一方で、記入の遅れや記入忘れ、不十分な振り返りの学生もおり、その内容を精査する必要が生じている。特に、現在のポータルサイトのシステムが 2018 年度を以て終了し、2019 年度からは新しいシステムに変更されるため、現状のウェブ上での入力を継続することができない状況がある。そのため、平成 30 年度より、新たな方法や項目での履修カルテの運用が行われることとなった。この改訂にあたっては、項目数を精査することにより、学生が、確実に振り返りを実施できるようにすることを意図している。

③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

学生による授業評価は、各学期末（授業第 14 週～第 15 週）に実施している。本学では、授業評価アンケートはあくまでも「授業担当教員の授業改善につなげるための資料」として位置付け実施している。

平成 29 年度に授業評価アンケートの項目の変更を行ったが、この変更は、上記した「授業改善につなげるための資料」という趣旨に基づき、次のような点について行われた。

一つに、自由記述欄の充実である。従来の授業評価アンケートは数値による評価が中心であったため、授業のどの点が良かったか、あるいは改善点は何かについて具体的に検討することが難しいという課題があった。そのため、項目を絞り込み、自由記述欄を増やすことによって、具体的な授業改善につなげるための資料となるように変更を行った。

二つに、学生自身の振り返りとの関連性を検討しての改訂を行った。従来、学生自身の授業態度等についての振り返りを「授業評価アンケートの記入」と「履修カルテの記入」の両方の機会において実施していたが、今年度より、「履修カルテの記入」に一本化して実施することとした。

三つに、今年度については、学生が趣旨を理解した回答ができるように、「教育における評価の意義」についての説明を実施した。

平成 29 年度における授業評価アンケートの項目と科目平均は次ページの通りである。

授業評価アンケート全科目平均（４点満点）

	設　　問　　文	平成 29 年度後期 全科目平均
1	担当教員の説明や話し方は、理解しやすかった。	3.62
2	この授業の教材・板書・スライド・プリントは、理解に役立つものであった。	3.63
3	この授業の成績評価基準は明瞭に示されていた。	3.62
4	この授業では、学生の人権や学ぶ権利（質問の機会や集中できる環境等）が大切にされていた。	3.65
5	この授業の内容は興味の持てるものであった。	3.61
6	この授業を受講して良かったと思う。	3.65

学生による授業評価の結果は、集計作業を経て次学期当初には各科目担当教員へ授業担当クラスのものが配布されている。結果は評価項目毎の集計表とレーダーチャート（当該科目の点数と同科目の平均点、全科目の平均点）及び自由記述内容である。

結果を配布する際に、「『学生による授業評価』結果に対する感想と抱負」という文書により、結果への認識と今後の授業改善のための活用についての記入提出を求めており、各教員の責任で改善へ努力している。

④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

関連分野の科目を代表する専任教員で組織される「教科目連絡会」により、本学全体での科目間の意思疎通、協力・調整を図っている。

さらに本学は学生収容定員 600 名を数えることから、同一科目を複数の教員（専任・兼任含む）で担当することも少なくない。そのような事情から授業の内容や成績評価の公平性を確保し、より充実させるために、同一科目担当者間、または関連分野科目担当者間での打ち合わせ等は専任教員を中核として随時実施されている。各教科目担当者間で年に１回は打ち合わせを実施するように要請した。諸般の事情で開催できなかった教科目群もあるが、多くの科目群で打ち合わせを実施し、教員内の共通理解を図ることができたと考えている。

専任教員は１回生の必修科目「基礎演習」を分担しており、共通の授業内容で実施している。この科目は 13 名程度の少人数編成による演習形式で開講され、学生の初年次教育としての役割を果たしている。また、専任教員が在学生の学力状況を把握する機会としても、この「基礎演習」の取り組みは重要な役割を果たしている。

⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

学科の教育目的・目標は「学生便覧」に教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として記載されている。

⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

本学は専任教員による２種類の担当制を敷いている。

一つはクラス担任制（１クラス 30 名程度で原則として２年間持ち上がり）であり、もう一つは上述の１回生の「基礎演習」（13 名程度）ならびに２回生の「保育実践演

習」（15 名程度：卒業研究のゼミに相当）である。これらにより、個々の学生への履修及び卒業に至る指導は「クラス担任」教員と「基礎演習／保育実践演習」担当教員とが役割を分担しながら行っている。

指導はクラス担任によるホームルーム（年間３回程度）、各教員が週当たり２回設けているオフィスアワーを中心として随時行われている。ホームルームでの取り組み内容は年度当初に提示されており、各クラス担任が見通しを持った指導を行えるように取り組んでいる。

履修登録に関わる指導は、１回生と２回生それぞれの履修登録に関わるオリエンテーションが教務部・教学課によって実施され、その際にクラス担任も同席して指導している。

また１回生時の５月にクラス全員を対象としてクラス担任による個別面談が実施されている。

さらに、１回生、２回生の成績不振者等を中心にした個別面談（保護者同伴の面談も一部含む）が執行部、教務部の教員によって行われている。

単位を取得できなかった場合、卒業を延期し、再履修することになる。再履修した学生がその後、単位を取得し、卒業する際には、取り組んだことによるプロセスを経て大きく成長するため、本学での成績評価が厳密に行われていることを学生も本学も互いに了解し、意義を感じることとなる。しかし、再履修者の中に２年続けて単位を落とす者や卒業延期した学生で３年目も単位を取得できない者もいるため、執行部教員による三者面談、担任教員や教学課職員による個別指導などを積み重ねるなど、これまでも行われてきた個別対応をさらに充実させることで、学修へのモチベーションの向上に努めてきている。また、学生支援の窓口となる関係部署の担当者間の連携を強化することで、個別支援の内容がより充実するように取り組みを行っている。こうした取り組みが行われることにより、学修への意欲の向上や生活状況の改善がみられる学生も多くみられるが、取り組みの成果が見られない学生もおり、より適切な支援に向けて検討を積み重ねる必要がある。

また、科目等履修生については、学科長を科目等履修生の担任として位置づけ、日常的な連絡・相談を行っている。

（３）教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

本学図書館は、学生の学習や教員の研究活動に役立つ資料を収集・整理・提供している。主にこども教育を中心とした関連図書や絵本をはじめとする紙芝居・児童書等の収書に力を入れ、特色ある図書館の蔵書構成を目指している。

現在の蔵書は、図書が 109,843 冊、継続購入雑誌が 129 タイトル、視聴覚資料 869 点ある。絵本・紙芝居・児童書が合わせて 15,200 冊あり、絵本・児童書は平成 29 年度に 498 冊の新規受け入れをしている。

閲覧室には、図書約 78,000 冊が配架され、日本十進分類法（NDC）に基づき整理されている。

図書資料には、請求記号（図書の背に貼ってあるラベル）が付けられ、その順番で並べられている。閲覧席は 82 席あり、書架から図書を自由に取り出して閲覧できる開架方式をとっている。

閉架書庫には、古い資料・利用頻度の少ないものを中心に図書約 30,000 冊と雑誌のバックナンバーを収納している。

また、情報検索用端末や AV 機器も設置し、図書館の資料は、オンライン蔵書目録（OPAC）を利用することにより、目的の資料をより効率的に探すことができ、利用者は積極的に活用している。

② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

図書館では学生の学習支援として、収書、配架、閲覧、貸出、複写、レファレンスサービス等の基本的機能だけでなく、大学・短期大学合同の図書館運営委員会を開催し、イベントを通じて、学生のより積極的な利用を促すための工夫を行っている。

図書館のイベント

・「第６回選書ツアー」（書店に希望学生を引率し、図書館蔵書の選書を行う）

目的：学生・教員の目線で図書を選書して購入し、自分で選書した図書を読んで、展示用の紹介コメントを書いてもらい、図書館利用促進に役立てることを目的とする。

当日は 11 時に旭屋書店 MIO 店に集合し、説明を伺った後、思い思いに書棚から本を選び、約２時間の間に保育や教育実践に役立つ本から、教育関係の専門書や話題になっている小説まで幅広く選ぶことができ、参加者からは、「こんな本があればいいのにという気持ちで選書できる」「実習について振り返る機会になった」「楽しかった」「もっと多くの人に参加してほしい」と好評であった。

紹介コメントを添えて、図書館の選書ツアーコーナーに展示。

平成 29 年 9 月 19 日（火）11：00～13：00　於　旭屋書店天王寺 MIO 店

参加者 11 名（内、本学学生 3 名）

・「第７回絵本読み聞かせコンテスト」（有志学生参加による絵本の読み聞かせコンテト）

目的：幼児や児童にかかわる教育者・保育者として、読み聞かせ技術の向上を目指すコンテストをするとともに、絵本を通じ図書館がより一層身近なものとして感じられるようなイベントをする。

常磐会幼稚園の園児 10 名やこどもセンター利用者の親子が観客として参加してくれたことで和やかな雰囲気に包まれ、出場者にとっては実践に近い読み聞かせであった。

読み聞かせの技を競うだけでなく、まだ知らない絵本と出会うことができ、有名な絵本も読み聞かせを通して新鮮に味わい直せるイベントであった。

絵本読み聞かせの模様を DVD に収め、写真を図書館の掲示板に展示。

平成 29 年 11 月 29 日（水）16：30～18：00　於 常磐会学園図書館

発表者 10 名（内、本学学生 5 名）

図書館の開館時間は、平成 22 年度から従来よりも延長し、放課後の利便性向上を考慮して平日（9：00 ～19：00)、土曜日（9：00 ～17：00）とした。
平成 29 年度の開館日数は 278 日、１日平均の入館者数は 58 人、前期・中期・後期実習前、テスト前になると１日 200 人近い利用がある。

図書館入館者数の推移

年　　度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
入館者数	19,404 人	18,957 人	19,076 人	18,851 人	15,991 人

図書館等貸出回数の推移

年　　度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
貸出回数	9,895 回	9,380 回	9,612 回	8,972 回	7,849 回

本学卒業生の登録利用制度も平成 22 年度より開始した。
平成 26 年度に、図書館のウェブサイトを一新し、充実した内容に改善をした。
図書館リーフレット「図書館利用のすすめ」（A4 版カラー刷 24 頁）を平成 27 年３月に刊行し、「データベース利用活用ガイド」を平成 28 年３月に刊行した。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
教職員は研究室や事務局、各教室等の PC を日常的に活用しており、学内 LAN 経由で Tips×Tips（在学生用ポータルサイト）を中心とした情報管理システムにより、必要な情報の入力や閲覧、学生への連絡等に用いている。
学生は、学内の PC 教室（142PC、711PC、721PC）や、１号館４階「人・愛・命コーナー」１号館５階交流ラウンジ等に設置の PC から学内 LAN を利用でき、Tips×Tips による自身の情報管理やインターネットの利用等が可能である。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
授業では「情報技術演習Ａ・Ｂ」でこうした施設設備利用のガイダンスも含めて日常的に利用しており、「基礎演習」や「保育実践演習」等の少人数ゼミなどを中心に積極的に活用している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。
コンピュータ利用技術の向上については、データベース等の利用説明会を実施し、法人利用契約を結んでいる「朝日新聞記事データベース（聞蔵Ⅱビジュアル)」や「ジャパンナレッジ Lib」「NII 論文情報ナビゲータ（CiNii)」を中心とした利用方法についての技術を習得する機会を設けている。またこれには学生も参加が認められており、直接の学生支援ともなっている。

[区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

（1）　入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
（2）　入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
（3）　学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

(4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
(5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
(6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
(7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
(8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
(10) 学習成果の獲得状況の量的･質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ-B-2 の現状＞

入学手続者に対して入学前教育の機会を通じ、基礎的な学力や保育や実習に関連する授業に向けたプログラムを本学教員が実施しており、入学までの期間に保育系短期大学としての授業の雰囲気を垣間見ることができる。また、その折に在学生と交流をする機会やクラブ活動を紹介する時間もあり、在学生との交流の中で自然に学生生活を知ることができる機会になっている。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
(2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
(3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
(4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
(5) 通学のための便宜（駐輪場の設置等）を図っている。
(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極

的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ-B-3 の現状＞

（1）学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

●学生相談チーフ連絡会

学生の生活支援に関しては、平成 24 年度より取り組みを始めた各セクションの長（学生部長、学生相談室長、実習指導室長、就職部長、教学課長）をメンバーとする「学生相談チーフ連絡会」がある。平成 27 年度からは前期・後期毎の成績不振者や多欠席者への保護者を含めた三者懇談を担当する他の執行部（学科長、教務部長、入試部長）も連絡会メンバーに加え、学長も同席し、各セクションでの対応状況を含む最新の学生情報を把握し、情報共有を基にした連携に努めている。

学生相談チーフ連絡会は、新年度が始まってなるべく早い段階で開催している（例年、4 月中旬）。第 1 回目を早期に開催することで、入学前から事務手続き等に不備の多い学生、入学時健康調査票や保健センター専門職による面談から気になる学生、フレッシュマンキャンプで集団行動ができずコミュニケーションの取りづらい学生などの情報を共有することができ、あらゆる機会やセクションから支援や注意を要する学生の情報を集め、個別支援を要する潜在学生を早期から把握する機会となる。

●担任による個別面談

1 回生のクラス担任が、担当クラスの学生の個別面談を行っている。平成 27 年度より実施時期を５月の連休直後に早め、授業や学校生活で困っていることや６月に実施さる実習への不安などを中心に聞き取っている。アルバイトが過重になり、学校生活に支障をきたしてしまう学生も散見されることから、日常生活についても現状を確認するようにしている。高等学校までの生活と異なり、自発性・自主性を求められる大学環境への不適応や不本意入学、入学はしたものの目的意識が持てないなどという学生に対応している。

●その他

学生相談チーフ連絡会は、課題を持つ学生の状況に応じて 4～5 回不定期に開催している。多欠席傾向にある学生や生活時間や生活習慣に乱れのある学生、健康管理に課題を抱えた学生、実習前後に何らかの問題が表面化する学生、就職に向け資格取得へのモチベーション維持が困難な学生など、支援を要する学生についてそれぞれの部署で適切な対応がとられるよう、関係教職員への伝達が行われた。

この取り組みにより、日常的に支援を要する学生の関係部署間の情報の共有化が図られ、クラス担任をはじめ、１回生の基礎演習担当教員、２回生の保育実践演習（ゼミ）担当教員、実習指導担当教員やクラブ顧問・指導者へも必要に応じて学生の情報が伝達され、学生一人ひとりの悩みや将来への不安などに複数の教職員が関わる組織体制の強化と相互連携が取れるようになった。

この他、学生集団への支援では、入学時オリエンテーションにおいて、警察署生活安全課及び交通課から、「女性の防犯対策」「交通安全ルールの再確認」また、消費者センター相談員から、「若者をねらう悪徳商法とその対処法」をテーマとする学生生活支援講習会を実施している。新年度の早期には災害時の避難行動訓練を行う

取り組みも継続している。

●学生相談室

学生相談室は、室長を含む９名の教員による学内相談員と２名の学外心理相談員で構成されている。平成 28 年度は２名の学外相談員のどちらか１名が来校していたが、平成 29 年度は来校日の拡充があり、週に１日は２名とも来校することが可能となった。それにより、学生の情報を直接伝達・共有できるようになり、より細やかな支援が可能となった。また、２週毎に学生相談室長とミーティングを行い、継続支援の必要な学生に関するカンファレンスを実施した。

談話室「あじさいルーム」は、引き続き居場所がないなどと感じている学生が気軽に入れるスペースとして開放し、また、学内相談員である教員が月曜から金曜まで曜日毎に担当を決めてランチタイムに在室し、曜日によっては学外相談員のサポート体制もとって訪れた学生の談話に応じた。

プライバシーが確保できる個別相談室は、学外相談員の対応が平成 27 年度は火曜から金曜までの週４回の在室であったが、平成 28 年度からは月曜の対応も可能となり、新たな相談に対して、その都度応じることができた。

来室相談内容の内訳をみると、「学業」に関する相談が大幅に減少している（平成 28 年度 305 件→平成 29 年度 21 件）。一方で、「対人関係」に関する相談が増加傾向にある（平成 27 年度 35 件、平成 28 年度 74 件、平成 29 年度 97 件）。「大学生活」の相談件数も同様に増加傾向である（平成 27 年度 879 件、平成 28 年度 1,818 件、平成 29 年度 1,586 件）。問題解決や相談アドバイスを求めるものではなく、日常の話を誰かに聴いて欲しいといった内容が繰り返されており、自身で困っていること、悩んでいることが上手く伝えられない様子から、学生自身が主体的に相談行為につなげられる支援の必要性がより高くなってきていると感じている。

学生相談室来室状況（平成 29 年度延べ人数）

	相談室	談話室	その他	機関連携	合　計
１回生	22	369	5	14	410
２回生	93	1901	3	22	2019
既卒生	1	14	1	2	18
合　計	116	2,284	9	38	2,447

学生相談室相談内容及び相談件数（平成 26～29 年度延べ件数）

相談内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	相談内容	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
学業	248	126	305	21	精神衛生	2	4	2	2
進路	40	9	65	45	発達	10	0	3	10
大学生活	911	879	1,818	1,586	健康	73	34	60	34
実習	191	76	138	128	生活･経済	35	5	3	2
就職	161	71	176	178	家族関係	55	54	75	33
対人関係	125	35	74	97	居場所（昼食）	2,217	1,253	2,100	1,536

性･恋愛	54	93	107	45	居場所(昼以外)	2,512	1,445	1,776	1,879
心理的問題	59	14	33	67	その他	156	199	241	248

この他、学生相談室では、多くの学生たちに学生相談室をより知ってもらう機会として、「学相 Day イベント」を行っている。平成 29 年度は前年度と同様のテーマで「カフェ･ココロジー」「心理テスト」「拝啓一年後の君へ～未来のわたしにお手紙書こう」の３回のイベントを開催し、学生相談室活動の啓発に努めた。

学相 Day イベントの実施内容（平成 29 年度）

	1 回目	2 回目	3 回目
テーマ	「カフェ･ココロジー」	「コラージュイベント」	「拝啓一年後の君へ」
目　的 内　容	・あじさいルーム、学生相談室の周知 ・相談員との交流の機会 ・同じ場所にいる誰かに飲み物を入れてあげたり、入れてもらったり学生同士の交流を広げる機会	・あじさいルーム、学生相談室の周知 ・相談員、特に外部カウンセラーとの交流の機会 ・自身の内面を振り返る時間をもつ ・心理テスト等の取り組みを通して、専門的な相談に対する関心をもつきっかけをつくる	・あじさいルーム、学生相談室の周知 ・たくさんの材料からお気に入りを選び、オリジナルの飾りつけをして 1 年後の自分に向けて手紙を書く
日　時	5 月 31 日(水)～6 月 2 日(金) 12：30～14：00	10 月 31 日(火)、11 月 1 日(水) 16：20～18：00	12 月 21 日(木) 13：00～17：00
場　所	あじさいルームと 周辺スペース	学生相談室	あじさいルームと 周辺スペース
参加者 (内 訳)	38 名 (2 回生 26 名、1 回生 11 名、他 1 名)	13 名 (2 回生 10 名、1 回生 3 名)	17 名 (2 回生 12 名、1 回生 5 名)

(２)クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

本学のクラブ活動や学生自治会活動、学生行事など学生の主体的な活動は、単なる学生の趣味や余暇活動の位置づけではなく、保育者養成校として期待されるコミュニケーション能力の育成や自治・運営能力の育成など「人間性を磨く場」として重要な意味を持っており、長年にわたり財政面、指導面、活動保障の面において支援してきた。

専門職養成校の成果授業で多忙な中、主体的活動に励む学生に対する評価のあり方を再検討し、平成 26 年度に開始した成績優秀者への学長賞の枠拡充に取り組み、建学の精神、常磐会精神を最もよく体現できた学生、努力した学生に対し、学業以外の活動の評価として、学長賞の授与を卒業時に行うこととした。平成 27 年度にはその人選方法の検討を重ね、平成 28 年度からは全専任教職員からそれぞれ上位 3 名の推薦を受け、選考の結果、在学中の学業以外の活動が顕著であった者について、新たに学長賞の授与を行うに至った。平成 29 年度も同様に表彰を行った。

また、各クラブの試合結果や大会参加状況等、学内外での活動の様子を大会や発表

会などの様子を学内に掲示して、周知する場や機会を設けた。年度最終の学生行事である合唱祭においては、一年間の活動状況を取りまとめ、大会等への出場や成績を報告する時間を取って、受賞クラブ等は舞台に上がり内容を披露し、栄誉、健闘を称えた。

●クラブ活動

多忙な学業や実習の中で活動に励む学生に対し、学内教員に加えて学外からも指導者を招聘し、クラブ顧問制をとっている。なかでも、バレーボール部、バスケットボール部、硬式テニス部は、毎年全国大会に出場し続けており、本学は昭和 63 年の第 23 回大会から 29 回にわたり全国私立短期大学体育大会への連続出場を成している。平成 27 年度の大会 50 回目の節目には、日本私立短期大学協会より「20 回連続出場表彰」を受けており、次回の大会出場で 30 回の連続出場となる。また、吹奏楽部は定期演奏会を開催し、コンテストにも出場するなど活発に活動を続け、吹奏楽部、人形劇部は地域団体からの出演要請も多い。

平成 29 年度は、新たに 1 部活（アクティ部）が発足したものの、3 クラブが部員の確保に至らず、活動を中止している。活動に必要な一定部員数をなんとか確保しているクラブも少なくはなく、1 回生の入部がないまま次年度の存続が危ぶまれるクラブが存在している状況にある。

平成 28 年度から、次年度新入生に対しする入学前教育の機会である「常磐会の歩き方」の際に、クラブ紹介の機会を設け、早い段階から部活動に関心を持てるように支援した。平成 29 年度も同様に実施している。当日に参加できない部活動に関しては、自治会の会長および副会長が原稿を代読するスタイルで紹介している。２年という短い就学期間の短期大学では、学年を超えた関係を持つことが難しい。これまで次年度に入学する新入生は、出会うことのなかった現２回生が部活動の紹介をすることで、２年間の活動の意義や成果について直接的に伝えることが可能となり、より効果的な募集につながると考えられる。

クラブ名と部員数（平成 29 年度）

体育系クラブ				文化系クラブ			
名　称	1 回生	2 回生	合計	名　称	1 回生	2 回生	合計
バレーボール	８人	７人	15 人	吹奏楽	14 人	11 人	25 人
バスケットボール	11 人	６人	17 人	人形劇	０人	９人	９人
硬式テニス	２人	２人	４人	多文化共生研究	０人	４人	４人
ソフトボール	３人	０人	３人	おもちゃ研究	７人	４人	11 人
バトミントン	３人	０人	３人				
ダンス	４人	０人	11 人				
アクティ部	11 人	０人	11 人				

●学生自治会活動

学生全員が正会員となって構成する学生自治会組織は、自治会本部活動を希望する学生が役員となって学生行事や課外活動の企画・運営を行っている。

自治会の組織図

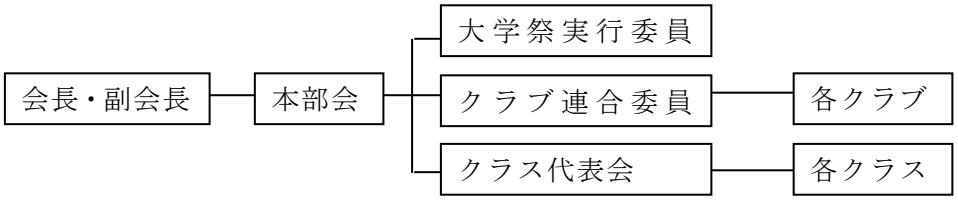

多忙な学業や実習に追われながらも自治会本部活動に取り組む学生の支援は、一年を通して学生部の教職員を中心に、学生だけの準備や判断では及ばない点への助言指導や関係機関との調整支援などを行っている。よりきめ細やかに対応するため、行事ごとに担当教員を決めて支援を行っている。また、「主体的」に取り組めるよう、次年度の行事開催の時期について、学年暦検討の段階から自治会役員の意見を聴取し、できるかぎり反映できるように大学側がサポートを行っている。

一方、近年は１回生の途中や２回生になるタイミングで自治会本部役員を辞めてしまう傾向があり、１回生の早期から自治会本部活動を希望する学生確保の支援に加え、自治会本部活動が有効に継続されるよう役員構成の維持につながる支援が求められている。

自治会本部役員数　（平成 25～29 年度）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
１回生	10 人	11 人	9 人	5 人	7 人
２回生	8 人	7 人	9 人	3 人	4 人

●学生主体の行事

自治会が企画・運営する活動や行事には、４月の新入生歓迎会、学生総会、学生代表委員会に始まり、５月体育祭、10 月文化祭、12 月合唱祭の大学祭に加え、年２回のリーダーズトレーニングがある。各行事の前後には自治会本部役員を中心とする自治会学生と学生部教員及び事務局職員の三者が会合を持ち、事前打合せや事後反省、次年度企画への改善提案なども行って、活動が継続実施されるよう支援している。

平成 29 年度の大学祭は、体育祭が「HAPPY」を、文化祭が「絆」を、合唱祭が「ぬくもり」をテーマに、自治会実行委員と各クラスの体育祭・文化祭・合唱祭委員が中心となって学生全員参加を基本に行われた。

大学祭では、クラス単位で競い合い、パフォーマンスなどを披露することから、その練習や準備の段階から学生間の摩擦も生じ、その調整や相談、学生が自作する衣装や演出準備物の当日までの保管等、クラス担任が支援することが多い。また、当日を迎えるまでの２～３週間の練習準備期間は、放課後に残っている全学生が帰宅するま

では学生部の教員が交代で保安に当たっている。本番当日は教員に加えて事務職員も安全に行事が進行できるよう支援している。しかし、前述したように学生が主体的に参加する活動の継続が危うい状況にある。

(3)学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

学生たちが集えるフリースペースでは、５号館１階に学生ホールを設けている。２階が自治会室という利便性から、自治会活動にも有効に活用されている。また、学生食堂は学生の利用度が高く、約 300 席を備え、昼食時は常に満員で、メニューや味、対応など好評を得ている。その他の学生が休息のために自由にくつろげる空間としては、７号館・８号館のフロアスペースや１号館４～７階のフロアごとに異なる装いのテーブルや椅子、ソファ席もある。また、窓に面したカウンター席などを完備した学生専用ラウンジがあり、いずれも日当たりが良く綺麗、清潔さが保たれていて、いつも快適な空間で過ごすことができるという学生の声につながっている。

(5)通学のための便宜（駐輪場の設置等）を図っている。

駐輪場は、自宅からの自転車通学を希望する学生や、本学最寄り駅に駐輪場を借用し、電車と併用して自転車通学を希望する学生に対応できるよう 200 台の駐輪可能なスペースを確保し、屋根付きに完備して、登校時の集中する時間帯はスムーズに駐輪できるよう職員を配置し、支援している。

近年、自転車による通学中の交通事故が散発しており、安全運転義務違反を自覚できていない学生が見受けられることから、道路交通法の改正も含め、自転車通学生への安全運転義務に関する指導を強化する取り組みを計画した。1 回生の入学時オリエンテーションでは、学生生活支援講習会の中で、大学所管警察署交通課による「交通ルールの再確認」の内容に自転車の安全運転に関する中身を強化していただき、別途、自転車通学生に対しては、授業開始当初に 1・2 回生ともに警察署交通課による「自転車安全運転講習会」の受講を義務づけ、雨天の場合に使用するカッパの携帯確認や保険加入の勧奨など、より具体的な安全指導に努めた。

駐輪場の利用台数　（平成 27～29 年度）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
１回生	78	71	65
２回生	96	71	71
合　計	174	142	136

(6)奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

学生の経済的支援については、近年、学費の納入が困難な学生が増えてきており、学費延納の対応を３～４カ月にわたって行うと同時に、日本学生支援機構奨学金のほか、本学独自の奨学金（常磐会短期大学育友会奨学金・常磐会学園奨学金・一般財団法人常磐会(同窓会)奨学金）制度を設け、特に支援を要する学生には個別に申請指導を行っている。

近年では申請書類を整えることが困難な学生も多く、学生への募集に際して２日間の説明会の機会を設け、申請資料を配付して丁寧に説明し、申請書類提出まで余裕をもって学生が準備できるよう支援している。

本学独自の奨学金は、学生が奨学金の種別に関係なく申請し、選考において提出された書類、学業成績及び面接を基に、３種の採用者を決定している。応募者が採用枠を上回る状況から、枠拡充の検討が必要となってきている。

学生の経済的支援については、学費納入が困難な学生が増えてきている中、数カ月にわたる学費延納の対応や、日本学生支援機構奨学金申請支援のほか、本学独自の奨学金制度を設け、支援を行っているところではあるが、十分とは言えない状況にきている。

本学奨学金の受給者数　（平成 27～29 年度）

内　訳	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
応募面接者数	36	45	56
採用数	36	35	43
(1)常磐会短期大学育友会奨学金	18(枠 18)	18(枠 18)	18（枠 18)
(2)常磐会学園奨学金	17(枠 17)	14(枠 14)	13（枠 13)
(3)一般財団法人常磐会（同窓会）奨学金	17(枠 18)	16(枠 16)	15（枠 15)

(1)常磐会短期大学育友会奨学金：常磐会短期大学育友会からの拠出金をもとに、勉学に熱意を持ち、成績優秀でありながらも経済的理由により就学が困難な学生に対して、前期・後期それぞれの授業料の半額を支給。

(2)常磐会学園奨学金：本学園の奨学金として、学業、人物ともに優秀で、経済的に就学が困難な学生に対して、前期・後期それぞれの授業料の２分の１を上限とした金額を支給。

(3)一般財団法人常磐会（同窓会）奨学金：学業、人物ともに優秀であるが、経済的に就学が困難な学生に対して、学長の推薦にもとづき、年額 50,000 円を上限に学修補助金として後期に支給。※(3)は(1)(2)との重複支給もある。なお、(1)～(3)のいずれも、受けた奨学金の返還は必要としていない。

日本学生支援機構奨学金の奨学生数　（平成 27～29 年度）

区　分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第一種・第二種	318	317	281

(７)学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

保健センターでは、隣接する常磐会学園大学の専任教員を保健センター長とし、専門職員（保健師）１名が常駐し、不在時は、教学課職員や常磐会学園大学保健センター（分室）が対応する体制をとった。また、教職員の健康管理を充足するため、産業保健担当の保健師を１名増員したことにより、両大学の学生担当職員が不在時に常駐し対応したため、開室日も例年より多く、対応しやすくなった。

入学時健康調査に続き、４月に学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施し、前期・中期・後期・追加実習前には検便等の検査や健康チェックを行い、健康状態が影響すると考えられる授業や実習、課外活動参加学生の健康上の留意点及び対応上の注意は、本人の同意のもと従事教職員へ伝達された。また、あらゆる確認情報から継続

的に健康管理を要する学生は定期的に呼び出し、個別に保健指導を行い、日常のケガや体調不良で訪れる学生の応急処置とともに、学生からの心身の健康等に関する訴えの相談に常時応じた。

その内容では、近年、学生相談チーフ連絡会を重ねる中で、単に居場所を求めてきた保健センターに度々訪れていた学生の社会的相談、処置を必要としない身体的相談やカウンセリング等が必要とする精神的相談件数が自然と減少してきた。平成 29 年度は、継続的な身体的・精神的相談はあるもの、全体的には減少している。学生の保健センターの利用方法の周知等ができたのではと考えられる。

保健センター相談来室状況（平成 25～29 年度延べ相談件数）

	内科的処置	外科的処置	身体的相談	精神的相談	社会的相談	その他健康管理	合計
平成 25 年度	395	287	250	11	226	983	2,152
平成 26 年度	313	271	51	15	162	965	1,777
平成 27 年度	257	235	96	2	109	1,217	1,916
平成 28 年度	435	303	141	6	165	1,012	2,062
平成 29 年度	205	189	60	13	56	782	1,305

また、本学では、学生の教育研究活動中及び休憩中や移動中の不慮の事故に対して「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に一括加入し、事故発生時は、保健センターで保険請求の手続きを支援している。平成 26 年度から平成 28 年度は、転倒による骨折・捻挫・打撲が増加、自転車による通学中の交通事故など、大きな傷害が目立った。その発生予防に関する取り組みを強化したことにより、平成 29 年度は平成 25 年度の水準に戻った。

学生教育研究災害障害保険適用件数（平成 26～29 年度）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1)正課・学校行事中	6	7	9	1
(2)通学・学校施設間移動中	5	3	3	2
(3)課外活動中	1	1	0	1
合　　計	12	11	12	4

学研災付帯賠償責任保険適用件数（平成 26～29 年度）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
(1)対人	0	0	1	0
(2)対物	0	0	0	0

[区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。]

(1)　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

(2)　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
(3)　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
(4)　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
(5)　進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

(１)就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

学生の就職に関する調査・選考・斡旋・就職先の開拓など、就職支援に関する業務は進路支援センター、進路支援連絡会及び進路支援センター運営委員会が担っている。

進路支援連絡会は、進路支援センター長の下、センター職員５名（内２名は臨時職員）と大学と短期大学の教員各１名とキャリアアドバイザー５名（兼任職員）で構成され、進路支援センター運営委員会は併設大学の教員３名と短期大学の教員３名と事務職員１名の合計７名で構成されている。

進路支援センターは、求人情報の開拓、受付、提供から一人ひとりの学生との面談による指導を行っている。「進路ガイダンス」を２年間で 11 回（１回生６回・２回生 5 回）開催し就職支援に学生の主体的な取り組みを促しながら就職支援に係る様々な業務を担当している。

(２)就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

本学１号館３階にある進路支援センターでは、就職課長以下４名の職員とキャリアアドバイザー１名が常駐し、相談に応える態勢を整えている。さらに、進路相談が増大し多くの学生がエントリーシートに挑戦する秋期以降は平成 24 年より開室時間を延長（平日 18 時、土曜日 14 時）や、キャリアアドバイザーを増員して対応して実施している。

進路支援センター内には、大阪市・大阪府を中心に和歌山・奈良等で開設する幼稚園･保育所･認定こども園･施設の個別ファイルが閲覧可能な状態で設置されており、その中に過年度の学生の受験報告書が常に更新されている。また学生用に公務員試験関連、筆記試験関係、面接の心得、エントリーシートの書き方等の参考図書が整備されている。

進路支援センター前ロビーには、幼稚園・保育所・認定こども園・施設・企業などからの募集情報を職場別に掲示しているので、学生はいつでも閲覧でき、学内の誰もが就職について意識することができる。

平成 29 年度には、本学学生に向けた「進路ガイダンス」を、１回生（272 人）６回、２回生（255 人）５回実施し、平均 90%以上の出席率であった。

保護者に対しては、入学時に『輝ける未来に―就職活動を支えていただく保護者の方へ―』を配付し、本学の就職状況や就職活動の取り組みについて周知している。また学生には、第３回目のガイダンス（１回生後期に実施）において本学作成の『就職の手びき』を配付し、自己分析・採用試験・面接試験等、具体的な就職指導を実施するとともに、個別指導が必要な学生には随時実施している。

進路指導のスケジュール　　※　個別対応は随時実施

実施日	進路指導	具体的な内容
H28（2016）　7	第１回進路ガイダンス	進路支援センターの使い方とルール ボランティア活動について
9	第２回進路ガイダンス	理事長先生の講話１
11	第３回進路ガイダンス	就職に向けてのスケジュールの説明 進路調査票の書き方
12	第４回進路ガイダンス	履歴書用写真撮影
H29（2017）1	第５回進路ガイダンス	履歴書の書き方
2	第６回進路ガイダンス	短大生のための就職セミナーへの参加 履歴書の書き方セミナー・マナー講座
3	ボランティア活動推奨	各自、直接園と連絡を取り実施
5	第７回進路ガイダンス	採用試験受験の手順と方法
7	第８回進路ガイダンス	就職活動や受験のマナー 公立採用試験について
	ボランティア活動推奨	各自、直接園と連絡を取り実施
8～9	第９回進路ガイダンス	園(所)・施設・企業の研究と報告
10	第10回進路ガイダンス	採用試験から内定後の書類（お礼状） 事前研修について
H30（2018）　1	第11回進路ガイダンス	社会人になる皆さんへ（理事長講話）

（３）就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

平成29年度は就職に向けて、「教養講座」を１回生対象に開講し、前期115名・後期19名が参加した。また２回生対象に「公立幼稚園・保育園対策講座」を開講し、14名が参加している。その結果公務員試験に延べ102名が挑戦した。

また、毎年２月に実施している１回生を対象の「個人面談」では、開講６年目を迎えた学科目「キャリアデザイン」の担当講師が、「履歴書の書き方セミナー」を講義しその後の履歴書指導・面接指導へと繋ぎ、キャリアアドバイザーと進路指導担当の職員が連携して就職指導を実施することができた。

（４）学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

平成29年度３月卒業生の就職率は、５月現在で、就職希望者の100％（幼稚園7.2％、認定こども園40.9％、保育所43，8％、施設等3.0％、企業5.1％）であった。

就職先からは、本学の卒業生を希望される職場が学生数より多く、お断りしている状況である。平成29年度３月の卒業生の進路状況は次のページのとおりである。

平成 29 年度３月卒業者の進路

卒業者数	就職希望者数	就職決定者数	進学	家事・その他
245	235	235	1	9

就職状況の分析と活用については、就職が内定した学生から、試験内容について報告書を作成してもらい、進路支援センター内に設置している各職場のファイルに新しい情報を追加している。また内定者一覧を毎月更新し、進路支援センター内や教授会に情報提供し活用している。

(５)進学、留学に対する支援を行っている。

毎年数人の希望者がいる編入学への支援として、各大学から送られる資料をいつでも閲覧できるように情報提供をしている。留学については実施していないが、毎年３月には希望者を対象にオーストラリアにおいて３週間、ドイツにおいて 10 日間の海外研修を実施している。

就職支援に取り組むなか、採用試験を受ける時になって、自分の進路が決めきれず悩む学生や、履歴書作成に時間がかかる状況があるので、１回生全員を対象に開講 6 年目を迎えた「キャリアデザイン」担当の講師が、「履歴書の書き方セミナー」を実施し、４月以降の履歴書指導・面接指導へと繋ぎ就職の準備活動がこれまでより丁寧に実施できた。今後は、より一層キャリアアドバイザーと進路指導の職員が連携を深めより丁寧な就職指導に努める必要がある。

平成 28 年３月末に就職した学生のうち 10 名の学生が７月末までに職場を去り、平成 29 年３月末に就職した学生は 6 名が７月末までに職場を去っており、本人も悩み職場にも大変ご迷惑をおかけした。途中退職者を出さない進路指導を目指すため、「自己理解」「社会性を育てる」ための取り組みをより一層強化する必要がある。

また平成 27 年３月、就職先（幼稚園・保育所・認定こども園・施設 850 箇所）に対してアンケート調査を実施した結果、新任保育者に求められる資質に、「明るく挨拶ができる」「職場の同僚と協調して仕事ができる」「約束を守ることができる」「適切な言葉遣いができる」「報告・連絡・相談することができる」「身だしなみを整えることができる」といったものが上位になっており、保育職に限った資質ではなくいわゆる社会人として必要不可欠な資質が重要だと考えられていることが明らかになったので、この結果を進路指導に生かしていきたい。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生の生活支援の課題＞

(1) 学生が主体的に参加する活動の継続が危うい状況にある。

(2) 経済的支援を要する学生が増えている。

＜基準Ⅱ　教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a)前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

・学生の学内における主体的活動への支援の強化

学生が主体的に参加するクラブ活動や自治会活動が今後も有効に継続できるよう支援を強化する。

・学生への経済的支援の再検討

本学独自奨学金の枠拡充をはじめ、学生への経済的支援となる取り組みについて再度検討を重ねる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-A　人的資源］

<根拠資料>

①　教員組織の概要（人）　　平成 30 年５月１日現在

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
幼児教育科	7	10	5	1	23	13		4	0	65	教育学保育学関係
（小計）	7	10	5	1	23	13		4	0	65	
〔その他の組織等〕											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							5	2			
合計	7	10	5	1	23	18		6	0	65	

②　教員以外の職員の概要（人）　　平成 30 年５月１日現在

	専任	兼任	計
事務職員	17	2	19
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	16	16
その他の職員	0	8	8
計	17	26	43

［区分　基準Ⅲ-A-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

（1）　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。

（2）　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

（3）　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。

（4）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

（5）　非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。

（6）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

（7）　教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学は、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法に則り、豊かな情操、高い知性と教養を身につけた女性の育成と、併せて保育者としての資質を高めることを目的としている(学則第１条)。その目的を達成するため、幼稚園教諭（第二種免許状）と保育士資格の取得に必要な教育課程編成・実施の方針に基づいた教員組織を整備している。

幼稚園教諭・保育士・福祉施設職員として活躍できる専門性と人間性を有した人材の育成は、幼児教育科としての社会的使命であり、そうした人材の育成を可能とする教員組織の編成を本学の教員組織編成の基本的方針としている。

本学は、短期大学設置基準の規定に基づき、適切な役割分担の下、教育研究に係る責任の所在を明確にし、教員を配置している。

専任教員数と非常勤教員数

平成 28 年 5 月 1 日現在	男	女	計	平成 29 年 5 月 1 日現在	男	女	計
学長	1		1	学長	1		1
専任教員	9	13	22	専任教員	8	14	22
非常勤教員	10	52	62	非常勤教員	15	50	65
計	20	65	85	計	24	64	88

専任教員の年齢構成　　（平成 30 年 5 月 1 日）

年代	25 歳～	30 歳～	35 歳～	40 歳～	45 歳～	50 歳～	55 歳～	60 歳～	65 歳～
人数	1	0	2	5	4	0	1	2	8

本学における専任教員の職位は、短期大学設置基準の規定に基づき定められた「常磐会短期大学専任教員選考基準」に基づいて決定される。さらに、専任教員の採用及び昇格に際しては、「常磐会短期大学人事委員会規程」に定められた「人事委員会」において任用について審議され、資格審査の適正を期するために「常磐会短期大学資格審査委員会規程」に定められた「資格審査委員会」において任用教員候補者の審査が実施される。

教授会の議を経て理事会に該当者の任用及び昇格を具申し、理事会での決定を経て、任命が行われる。こうした手続きから明らかなように、専任教員の職位については、短期大学設置基準の規定を充足する形で適切に決定されている。

教員数においては、上表に示すとおり短期大学設置基準を充足し、主要授業科目として教養科目、教科科目、教職科目それぞれに専任教員を配置している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。本学は、短期大学設置基準第 20 条の２の２「短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする」の規定に鑑み、教科助手を配置し、演習・実習・実技における授業補助として補助教員(教科助手)を置いている。

補助教員の配置　（平成 29 年度）

補助教員配属教科	配属教室	人数
教育実習・保育実習	実習指導室	１人
子どもの食と栄養Ａ・Ｂ	小児栄養実習	１人
情報技術演習Ａ・Ｂ	情報技術演習室	１人
造形表現他	美術研究室	１人

本学の教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき、短期大学設置基準による専任教員数（18 人）を超える 23 人の専任教員を配置している。

本学の教員の年齢構成は、50 歳未満が 52.2%である。保育現場での豊富な経験や保育行政における実践的な知識を有する教員を必要とする学科の特質上、低年齢者に限定した専任教員の採用は教育の質を低下させないため避けなければならないと考えている。

本学は幼児教育科単一学科で入学定員は 300 人である。授業編成の方針に則り、授業の実効性を確保するため、クラス編成による少人数の授業を行っている。よって、同一科目の開講コマ数が増す現状に対応するため、優秀な兼任講師を確保している。

専任教員と兼任講師との意見交換会等については、教科目群ごとに科目チーフがコーディネートして連絡協議の場を設け、教育の向上を図っている。

[区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

(1)　専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・

専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

(2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。

(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

(5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。

(6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

(7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

(8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

(9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

(10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

(11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

平成 29 年度の専任教員研究活動実績は下記のとおりである。

教員名	職位	校務分掌等	著作数	論文数	学会発表	制作物	国際会議	その他
田淵　創	教授	学長						
岡本　和惠	教授	学科長	1		1			
石岡　正通	教授	入試部		1				
片山　陽仁	教授	学生部						
卜田 真一郎	教授	教務部長	1		2			
平野　真紀	教授	入試部長	1	1	3			12
堀　千代	教授	就職部長	2	1	1			
魚森　茂	准教授	入試部	2			1		
糠野　亜紀	准教授	学生部長			2			
輿石 由美子	准教授	学生部	2	1	1			
坂口　木実	准教授	教務部						1
白波瀬 達也	准教授	入試部	1	2	3	1		
高橋　一夫	准教授	入試部	3	3	3			
土田　幸恵	准教授	学生部	1					2
恒川　直樹	准教授	教務部	1		1			1
吉村 久美子	准教授	教務部						
飯尾　雅昭	講師	学生部	1					
小谷　朋子	講師	入試部		1	3	5		
白井 由希子	講師	教務部	1	2	2			
田村 みどり	講師	学生部		1	1			

深川　望	講師	教務部						
前川　朋子	講師	教務部		2				
吉見　英里	助教	学生部		2				

学校教育法施行規則第172条の２により義務付けされている教育研究活動等の状況について、適切に情報を公表している。

専任教員個々人の教育研究活動等の情報は、本学ウェブサイトで公開しており、その中で各専任教員がどのような分野における専門的研究を推進しているかが確認できる。

科学研究費補助金等の外部研究費は、公募があり次第、学内掲示及び説明会を開催して申請者を募っている。また、専任教員には、「学校法人常磐会学園教員研究費に関する規程」に基づき研究費を支給している。研究費の内訳は「教員研究費」と「教員研究旅費」に分けられているが、総額支給額は、年間 25 万円である。また、共同研究費として年間 40 万円を計上している。

教員研究費は、主に研究図書購入費に充てられる。図書館の未所有の図書及び所有の図書であっても教員が常時研究室に必要である場合は、研究費残高をチェック後、図書館は速やかに発注し、納品、登録後、教員研究室に配架する。

研究旅費は、教員の研究の範囲内で自由に使える。使用の仕方は、学長宛に学会及び研究会等の次第を添付した研修願を提出し、許可が下りれば「交通費・雑費」が会計課から支給される。

本学は、研究紀要を年１回発行し、専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。研究紀要に関して「常磐会短期大学研究紀要規程」に基づき、企画・編集は紀要委員会が行い原稿を募集し毎年度発行している。平成 29 年度は研究紀要第 46 号が発行され８篇の論文が掲載されている。

また、常磐会学園乳幼児教育研究会研究会誌（常磐会学園こどもセンター年報と合冊）でも投稿を受け付け、本年度は４編（11 名）の論文が掲載されている。

本学は、全ての専任教員に研究室（個室）を整備しており、研究を行うに十分なスペースを確保している。研究室の場所は、学生によりわかりやすいように「学生便覧」に全ての研究室を掲載しており、学生がオフィスアワー等で訪問する際にわかりやすいよう研究室ドアに教員名を表示し週間の担当授業の時間割表や研究日等も明示している。

専任教員は、授業準備・授業、学生への学習・生活支援、あるいはその他の校務分掌的な業務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。

そのため、研究活動を確保するために、就業規則に規定する勤務時間において、週 1.5 日の「研究日」を認めている。研究日承認には、「行事その他本学教育上の理由により出勤を要する場合は、理由の如何を問わず出勤」することを条件として、前後期開始前に学長に「研究日承認願」を提出している。これにより、ほぼ専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する事項は、学校法人常磐会学園職員研修規程として整備している。同規定において、研修期間中の身分、研修期間、

費用補助、給与等を定めている。

ＦＤ活動に関しては、常磐会短期大学ＦＤ委員会を設けている。２０１７年度研修会は実施ていないが、教室等の設備改善等について委員会で取り組んだ。

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

（1）　事務組織の責任体制が明確である。
（2）　事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
（3）　事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
（4）　事務関係諸規程を整備している。
（5）　事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
（6）　防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
（7）　SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
　　①　事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
（8）　日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
（9）　事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

学習成果を向上させるための所要の事務組織は整備されている。管理部門である総務課、会計課及び教育部門である教学課、図書課に加え、入口を担当する入試広報室、出口を担当する就職課に責任者として課長（室長）、課長代理を配置し、必要な課員を配置している。また、保健センター、進路支援センターなどを整備し専門家集団による指導体制の充実にも取り組んでいる。事務組織体制の整備と併せ責任体制の明確化、見える化を積極的に推進している。学内に整備されている学内 LAN は、各課を繋ぎ職員１人１台以上のパソコン等を利用して事務処理や各課の連絡を行っている。学内のネットワークがスムーズに活用できるよう、ネットワーク機器の管理をアウトソーシングし、専門の管理者が常勤している。それとは別に、ネットワーク配線の定期点検も月１回実施している。

短期大学内での連携にとどまらず、併設の大学関係事務との連携にも努めている。月１回合同事務連絡会議を開催し、事務組織としての情報の共有化に努めている。平成 29 年度は、常磐会学園大学と協同で災害時の備蓄品を購入した。また、教学事務部門においては、「教務関係連絡会議」を定期的に開催し、担当教職員の責任者による連絡会議が定着している。このことにより、教務関係の情報が共有されるだけでなく、教員と職員との協働作業が容易に行われる。

事務局では、積極的に各種事務研修に参加するよう働きかけている。事務職員が平成 29 年度に実施、参加した SD 活動は、次の表のとおりである。

平成 29 年度 SD 活動一覧
・平成 29 年度　学内 SD 研修【１日】
　学園事務局長・進路支援センター職員・入試広報室職員が講師での３講義とうち１講義のテーマについて参加者でグループ討議とグループ発表を行った。
・学校基本調査・科学研究費助成事業公募要領説明会に参加【各１日】
・私立大学経常費補助金説明会（基礎編・実践者）【各１日】
・私学経営研究会総会・セミナー「非正規教職員の雇用管理とその実務」【１日】
・第１回私学共済事務担当者連絡会・第２回私学共済事務担当者連絡会【各１日】
・私学共済事務担当者研修会【２日】
・私学経営研究会労働契約法改正のポイントと留意点【１日】
・大阪府私立幼稚園経常費補助金配分基準等説明会【１日】
・学校法人会計実務者向けセミナー【１日】
・学校法人会計管理者向けセミナー「財務分析、財務シュミレーション」【１日】
・認定こども園指導監査説明会【１日】
・大阪府指定保育士養成施設集団指導研修会【１日】
・全国大学保健管理協会近畿地方部会
・教職課程再課程認定等に関する説明会【１日】
・関西障害学生支援担当者懇談会（KSSK）【１日】
・私立短大教務担当者研修会
・教職課程再課程認定事前相談に関する報告【１日】
・日本学生支援機構奨学金採用、変換誓約書業務等研修会【１日】
・関西学生就職指導研究会定期総会、春季研修会【１日】
・大阪府下大学等就職問題連絡協議会【１日】
・大阪市保育、幼稚園教育センター開設記念講演会【１日】
・養成校と各施設との懇談会（一般社団法人大阪市私立保育園連盟）【１日】
・就職問題研究会（大阪私立短大協会）【１日】
・就職部課長相当者研修会【３日】
・私立短期大学図書館協議会近畿地区協議会総会、第１回研修会【１日】
・近畿学生相談研究会第 50 回特別例会、研修会【１日】
・平野人権教育ネットワーク第 42 回定期総会【１日】
・世界人権宣言大阪連絡会議全大会【１日】

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

（1）　教職員の就業に関する諸規程を整備している。
（2）　教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
（3）　教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞

就業規則や３６協定のほかに、育児・介護休業に関する規程、職員任免規程、兼任講師の雇用に関する規程、兼任職員の雇用に関する規程、定年規程、定年規程運用細則、教育職員の任期制に関する規則、公益通報者保護規程、個人番号及び個人情報取扱規則、ハラスメント防止ガイドライン、ハラスメント防止に関する規程、安全衛生管理規程、ストレスチェック実施規程等を整備し、これらを規程集として事務室に備え付けている。また学内 PC ランで教職員は閲覧することができる。

教職員代表を選出し、就業規則の改定等必要により協議するとともに意見を聞いている。人事・労務管理は適切であると考えている。

＜テーマ　基準Ⅲ-A　人的資源の課題＞

喫緊の課題は職員の超過勤務の減少であり､将来的には学校規模を見据えた人的組織の構成を模索しなければならないと考えている。

［テーマ　基準　Ⅲ-Ｂ　物的資源］

〈根拠資料〉

・平成 30 年度学校法人基礎調査、学舎平面図
・固定資産及び物品管理規程、施設、設備使用規程、危機管理規程
・平成 29 年度、30 年度　常磐会短期大学　ネットワーク物理構成図
・平成 27 年度私立大学等教育研究活性化設備整備補助金完成図書

［区分　基準Ⅲ-B-1　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

(1)　校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(2)　適切な面積の運動場を有している。
(3)　校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
(4)　校地と校舎は障がい者に対応している。
(5)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
(6)　通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
(7)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
(8)　図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
(9)　図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
(10)　適切な面積の体育館を有している。

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

（１）校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

（２）適切な面積の運動場を有している。

校地等（㎡）　　平成 30 年５月１日現在

	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	在学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校地等	校舎敷地	522.10	19,692.51	0	20,214.61	6,000.00	32.09	常磐会学園大学と共有
	運動場用地	1,289.82	11,482.92	0	12,772.74			
	小計	1,811.92	31,175.43	0	32,987.35			
	その他	1,775.30	639.30	0	2,414.60			
	合計	3,587.22	31,814.73	0	35,401.95			

（３）校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

校舎（㎡）　　平成 30 年５月１日現在

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	備考（共有の状況等）
校舎	9,500.43	6,946.42	114.01	16,560.86	4,350.00	常磐会学園大学と共有

（４）校地と校舎は障がい者に対応している。

車いす利用者用インターホン（正門）、障がい者用駐車場、点字ブロック、自動ドア、スロープ、障がい者対応のエレベーター、多目的トイレなどを設置している。

（５）学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

教室等（室）　　平成 30 年５月１日現在

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
11	15	2	3	1

（６）通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

（７） 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

（８）適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

図書館（㎡） 平成 30 年５月１日現在

図書館
639.06

（９）図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

購入図書選定システムや廃棄システムについては、「学校法人　常磐会学園　図書資料管理規程」に基づいて行っている。

②図書又は、学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

図書館２階の書庫は開架方式とし、蔵書数は約 78,000 冊あり新着本展示架・新聞架・特別展示架・絵本架・大型絵本架・しかけ絵本架・外国の絵本架・紙芝居架・新着雑誌架・参考図書課（百科事典・年鑑・事典・参考書等）・児童書架・一般書架（Ａ）・一般書架（Ｂ）・文庫本架・大型本架・視聴覚資料架・中型本架・就職・資格・人権・課題図書（短大）・本学教員著作・教科書コーナー等利用しやすくまとめて配架している。１階書庫は閉架方式とし、古い図書資料・利用頻度の少ないものを中心に図書約 30,000 冊と雑誌のバックナンバーを収納している。

特に学科の特徴に鑑み、絵本・児童書の収書に力点を置き蔵書の充実を図っている。

図書・設備　　平成 30 年５月１日現在

学科・専攻課程	図書〔うち外国書〕（冊）	学術雑誌〔うち外国書〕（種）	電子ジャーナル〔うち外国書〕	視聴覚資料（点）	機械・器具（点）	標本（点）
大学・短大〔共用〕	108,481 [8,408]	127 [10]	5 [5]	862	12	0
計	108,481 [8,408]	127 [10]	5 [5]	862	12	0

図書館	面積（㎡）	閲覧席数	収納可能冊数
	639.06	82	103,417

（10）適切な面積の体育館を有している。

平成 30 年５月１日現在

体育施設	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要
大アリーナ 小アリーナ	1,436.60	グラウンド(テニスコート４面(公式３面))

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

（1）　固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

（2）　諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

（3）　火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

（4）　火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

（5）　コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

（6）　省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

（１）固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

固定資産及び物品管理規程、施設・設備使用規程に基づき、総務課施設担当者が施設・物品などの維持管理を行っている。

（２）諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

平成 28 年度（2016 年度）より始まった備品台帳に基づいた、現物確認調査も 95%終了した。

（３）火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

短期大学の全ての建物は、耐震基準を満たしており、日本私立学校振興・共済事業団による「私立学校学舎等実態調査」での算出に基づいた耐震化率は 100%である。平成 29 年度は、常磐会学園大学と協同で災害時の備蓄品を購入した。昨年度の課題であった危機管理規程も新たに追加された。

（４）火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

消防設備点検は、毎年３月、９月に実施し、４月には教員の指導による学生の避難訓練を行っている。防犯対策として各門にレコーダー付き防犯カメラを備え、常駐の警備員を配備し、決められた時間ごとに門での立哨・校内外の巡回・施錠確認等を行っている。危機管理規程に基づいた訓練計画の作成が急務である。

（５）コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

本学で行っているコンピュータシステムのセキュリティ対策は次のとおりである。

・ファイアーフォールにて学内から外部ネットワークへの接続の制限及び学外から

の学内サーバへのアクセスの学内システムと分離を実施。
・学内ネットワークに関してはVLANにより校務系システムと学習系システムのネットワークの分離を実施。
・無線LANにおいては暗号化及び認証を実施。
・ウィルスの駆除をファイアウォール及び各PC端末にて実施。

（6）省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

省エネルギー・省資源対策として、1号館屋上に太陽光発電を設置し、そこで蓄えた電力は、各講義室の照明・空調機の電気に充てている。照明器具は講義室より順にLED照明へ更新し、その他は、高効率のHf(高周波点灯専用形)蛍光灯を使用している。毎年5月～9月までクールビズを実施し、夏季は節電の啓発とともに、節電パトロールを行い、外灯も夏時間、冬時間とで点灯時間を分けている。その結果電気使用量は、平成29年度も減少傾向にある。建物施設中長期保全計画書に基づいて、２号館音楽室のLEDへの移行、25年間使用した８号館エレベーターの更新工事も実施した。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

情報機器が増え、それらを維持管理、更新する費用も多くなっている。大きな費用のかかる建物の修繕・更新時期との組み合わせを考えながら情報機器の更新を行なうのも課題のひとつであるが、以前から立てている建物の５か年計画を精査して工事を進める必要もある。耐震対策と更新工事が必要とされる８号館大アリーナの天井・照明器具の更新は、工事日数がかかり、授業やクラブ活動にも影響があるので、まず、平成30年度に調査を実施し、その結果をみて、工事時期等を決めなければならない。また、危機管理規定は整備されたが、稼働しておらず、規程に基づいた訓練計画の作成も課題の一つである。

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

（1）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
（2）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
（3）　技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
（4）　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
（5）　教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

(6)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

ネットワーク環境のサーバの整理を行い、順次新サーバに更新している。学内 LAN も学内全域に整備してあり、平成 29 年度（2017 年度）は、古くなった LAN のスイッチの更新を行った。平成 27 年度（2016 年度）には全講義室で無線 LAN が使用できるよう整備を行い、教職員及び学生ともに必要な情報を収集し活用している。

(7)　教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

(8)　学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

情報技術演習室 3 室、CALL 教室 1 室の計 4 室が設けられている。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

情報技術演習施設は、順次更新を行い整備している。

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

＜根拠資料＞

平成 29 年度事業報告書
独立監査人の監査報告書
平成 30 年度事業計画書
学校法人常磐会学園経理規程
学校法人常磐会学園経理規程施行細則
学校法人常磐会学園固定資産及び物品管理規程
学校法人常磐会学園資産運用規約

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

(1)　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

③ 年度予算を適正に執行している。

④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞

平成 29 年度は入学定員充足率 90.6%、収容定員充足率 88.0%と 100%を下回り、収入は減少したものの、黒字を確保している。それは学生数に相応した予算編成及び管理を適正に行ったことによるもので、基本金組入前当年度収支差額は、過去３年間プラスを維持できている。

また、事業活動収入における教育研究経費の割合は、直近３年間では 30%前後で推移しており、学習資源への資金配分も十分な水準を確保している。

貸借対照表では引当特定資産を計上し、退職給与引当特定資産 147 百万円、減価償却引当特定資産 1,732 百万円、その他引当特定資産として 4,628 百万円を引当て、目的を明確にした健全な資産保有に努めている。なお、資産運用については、学校法人常磐会学園資産運用規約に基づき、安全で確実な運用を行っている。また、本学園では金融機関等からの借入金はなく、貸借対照表も健全な推移を示していることから、法人全体及び短期大学の存続を可能とする財政状態である。

事業計画および予算については、各部門が原案を作成し、ヒアリング及び検討会で取りまとめられる。その後３月開催の理事会で決定し、４月から当該年度の当初予算として、各部門において適正に執行される。

本学園の会計は、学校法人常磐会学園経理規程、学校法人常磐会学園固定資産及び物品管理規程を遵守している。監査法人から重要な指摘事項は受けておらず、適切な会計処理が実施できている。

[区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

(1) 短期大学の将来像が明確になっている。

(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

(3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

② 人事計画が適切である。
③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

(4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

本学では、併設する大学及び幼稚園（３園）の安定的な発展が、本法人全体の経営を安定させる。なお、本学園の財政は、平成 29 年度計算書類を「日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標」に照らすと、経営状態の区分（法人全体）はＡ３にランクされ、「正常」の範囲内である。

平成 26 年に創立 50 周年を迎えた本学は、免許及び資格を取得した数多くの卒業生を輩出している。こうした実績が学生募集を支える強みとなってきたが、平成 29 年度入学生は 272 名で入学定員充足率が 91％と低迷した。要因については少子化の影響等々が考えられるが、保育現場の就労状況が一般企業等からみて劣っているかのような報道等がされ、受験生の卒業後の就職に不安を投げかけたことも一因と考えられる。

（１）短期大学の将来像が明確になっている。

常磐会学園部門別中長期計画（平成 27 年度～31 年度）が策定されており、短期大学の将来像が確認されている。計画していたこどもセンターの開設、教職員組織構想、教育環境の設備等概ね実行に移している。

（２）短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

入試担当において、学生募集の観点から客観的な分析を行い広報活動に生かしているが、所謂『SWOT 分析』等を全学的に試みたことはない。入学者の確保とともに教育の充実のためにも、本学また本学園としての強み・弱みなどを客観的に環境分析しなければならない。

（３）経営状態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

①学生募集対策と学納金計画が明確である。

募集対策は、広報媒体、入試制度の見直し等々が毎年度入試部会で検討され、学長了承のもと、実施されている。また、財務面では、中長期財務計画/第二次（平成 27 年度～31 年度）を策定している。在学生数の減少に伴い授業料収入が減り、財務計画との差異が生じている。

基本金組入後の当年度収支差額は、収入超過を堅持しているが、入学者数の確保が懸案事項である。また、次期中長期計画の検討・策定が課題である。

②人事計画が適切である。

常磐会学園部門別中長期計画（平成 27 年度～31 年度）に平成 28 年度から 3 年間で、教職員組織構想の検討を計画している。労働環境の改善と効率的で合理的な事務体

制を構築するとももに、大学と本学の事務組織の統合をはかるため、さらに法人事務局組織を明確にするため、一部の組織を改革する。人事異動は平成 30 年４月に実施する。

③施設設備の将来計画が明瞭である。

全館とも耐震基準に適合した建物となっている。本学の施設設備の維持管理について、向こう５年間の必要な工事や予算を策定している。毎年、見直しを加えながら計画的に実施している。

④外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

外部資金は、学内において「科学研究費補助金公募要領説明会」を開催するなどして周知している。平成 29 年度採択は２件(基盤研究（C）／継続)である。また遊休資産はない。

(４)短期大学全体及び学科・専攻課程ごとの適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。

人件費比率は 56.7%であり、施設設備費に対する減価償却も適正に行っており、概ねバランスがとれていると考えている。

(５)学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

学内に対する経営情報は、決算に係る資料を本学ウェブサイトにも掲載しており、全教職員が経営情報を共有できるようにしている。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

①短期大学全体の引当特定資産のあり方を検討する。

毎年開催される予算及び決算理事会において経営実態、財政状況に基づいて短期経営計画は、策定されている。引当特定資産について、退職給与引当特定資産が 48 百万円、減価償却引当特定資産が 927 百万円不足している。短期大学全体の引当特定資産のあり方も含め、財政についての中長期的な検討が課題である。

②経営の安定化に向けて中長期的な方向性を明らかにする。

毎年開催される予算理事会では、経営実態、財政状況に基づき、次年度の事業計画が策定されている。

学園大学や短期大学、付属園の運営方針、教育研究・施設設備・人事等の計画が効果的に実施できるように、学園の将来像を見据えた中長期的な方向性を理事会が示すとともに、全教職員がそれを理解し、一丸となって取り組めるかが重要課題である。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

本学の財的資源の管理運営状況は概ね適切であると判断しいている。監査法人及び本学園監査から、財的資源について特段の指摘事項はなかった。

＜基準Ⅲ　教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記載した改善計画の実行状況

（１）校務分掌を整備する。

本学教員が分掌する部会や委員会等の会議数を減少させることと委員数を減らすことが、課題のまま、改善されずに残っている。

本学職員と併設大学職員との一体化をはかる事務職員人事案を策定し、次年度４月１日に実施する。

（２）ＦＤ／ＳＤ活動をさらに充実させる。

教職員の資質を高めるために、ＦＤ・ＳＤ活動をさらに充実していくため、教員についてはＦＤ委員会を設置し、事務系職員については合同事務連絡会議で取り組んでいる。

平成 29 年度については、ＦＤ研修会は実施しなかったが、ＳＤ研修会は学園事務局長、進路支援センター職員および入試広報室職員を講師として研修会を開いた。講義ののちグループ討議とグループ発表を行った。

（３）短期大学危機管理規程を整備する。

学校法人常磐会学園危機管理規程を理事会において定め、平成 27 年４月１日から施行している。早急に規定にそった危機管理マニュアルを完成させ、学生便覧に掲載したい。

（４）諸規程を各研究室から見られるようにする。

諸規定は、教職員のパソコンより閲覧可能とした。

【基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス】

理事長は、本学園の経営における意思決定と業務執行責任を担う理事会のトップとして、適切なリーダーシップを発揮し、学園の永続性と経営の安定化を第一義としてその責務を果たすことに努めている。

理事・評議員・監事は、本学園の管理運営において教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、「私立大学経営倫理綱領」並びに「私立大学の経営に関する指針」に基づき、理事長のリーダーシップのもと適正に運営に携わっている。理事長が常勤であることから日常業務や、経営部門と教学部門との連携においても、適時に必要な助言を行うことができ、業務の円滑な推進のためのリーダーシップを発揮している。

学校教育法の改正により教授会の役割が明確化され、学長のリーダーシップがより一層求められることとなったが、学長のリーダーシップを確立するために、学内の意見に耳を傾け、よく意思疎通を図り、適正な手続きを経た上で意思決定を図るという対話の姿勢は続けられていると考えている。

学長は、寄附行為により、常磐会学園第 2 号理事として位置づけられている。理事の互選による常任理事の一員でもあることから、学内の緊急事案においても理事長と

迅速に連携を取り、学長としてのリーダーシップを発揮することで、適切な対応を取ることができている。

監事 2 名の内、1 名は常勤監事である。常勤監事は、週 1 回の常任理事会に出席し、学園の現状把握に努めている。常勤監事は、日常的に学内の多くの業務に接することができ、教職員に対して、時機に応じた適切な助言や指導をしている。

本学では、理事長、監事、財務部長と監査法人（公認会計士）との年 3 回の定期的な連絡会議をもち、主として財務状況や、法令遵守、業務管理について意見交換を行っている。また、2 名の監事は、定例理事会及び評議員会に出席し、私立学校法及び寄附行為の規定に則り、法人の財産の状況及び業務執行の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出する。監事（公認会計士）は、理事交代時等に、理事に対して財務諸表の意味や構成、読み取り方と課題等について研修会をもち、指導を行っている。

評議員会は、寄附行為に則って理事長が招集し、予算及び事業計画、決算報告、事業の実績報告の諮問に応えると共に、必要な協議で意見を述べ、適切な運営がなされている。

[テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

(1)　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2)　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3)　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

本学の管理運営体制は、学校教育法（設置基準等）、私立学校法、学校法人常磐会学園寄附行為及び管理運営に関する諸規定に基づき、執行されている。

管理運営のリーダーとしての理事長は、本学同窓会（一般財団常磐会）の元理事長として学園の校是「和平　知天　創造」に則り、本学の乳幼児教育分野の振興、地域への責献並びに乳幼児教育・保育者の育成に寄与している。

現在、常勤理事長として教育現場に携わり、学校行事等にも学生、教職員と行動を共にし、現場の教育及び業務の把握に努めている。学園として重要な儀式や行事においても、本学の建学の精神でもある校是「和平　知天　創造」について、学生、教職員、保護者、その他参加者に対して、その意義を広く周知している。

特に、社会人を目前にした 2 回生の卒業前には、各クラス 1 コマを充て本学の歴史と校是、今日までの経緯、学科や教育内容の変遷等について講義し、学園への帰属意識を涵養している。教職員に対しては、年頭の挨拶、就任式、教授会などの機会に応じて、講話を行っている。これらのことから、理事長は、本学園について多角的に十分な理解があり、学園の永続的な発展に寄与できるものである。

理事長は寄附行為の規定に基づいて理事会を開催しているが、各理事においては、平成 28 年度開催された 15 回の理事会における平均出席率は昨年同様 95%と高く、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

各理事は、常磐会学園の校是「和平　知天　創造」並びに建学の精神でもある常磐会精神を十分理解し、法人が行う理事研修にも積極的に参加し、学園の健全な経営に資する学識及び見識をもち、何よりも学園理事としての誇りと帰属意識の高さが伺える。

学園の管理運営上の様々な課題に対しては、主体的かつ機能的に対処できる体制の必要性から、寄附行為に則って常任理事会を設けている。規程により、週 1 回開催する常任理事会において理事長が議長となり、原則として法人の日常業務の決定並びに管理部門・教学部門との調整・連携事項の検討、理事会・評議員会に付議する事項、それらの実施方法等の検討を行う。月 1 回理事長が議長となって開催される理事会での審議、議決等においても、理事長のリーダーシップにより、適切に運営されている。

理事長は、寄附行為に則り、毎会計年度終了後（2 ケ月以内）に監事及び監査法人公認会計士による監査を受け、理事会の議決を経た上で、決算及び事業の実績を評議員会に諮問し、その後に開催する理事会において、出された意見について報告し、必要な検討を行い、議決を確定している。

常磐会短期大学第三者評価委員会設置の必要性については、常任理事会で議論され平成 24 年度第 9 回理事会において規程が成立した。平成 27 年度も、短期大学基準協会による第三者評価をもとに第三者評価委員会が開催された。理事長は、これらの運営全般において建学の精神及び教育理念・目的理解を基盤とし、運営上経営と教育のバランスを常に配慮し、役員及び教職員の意向を集約した上でリーダーシップを発揮し、その責務を果たすことで学校法人としての運営が滞りなく行われている。

理事会の開催状況（平成 29 年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示出席者数	
理事会	人 9～11	人 １０	平成 29 年 4 月 18 日 13：30～15：00	人 １０	% 100	人 0	2/2
		１０	平成 29 年 5 月 23 日 13：30～17：00	１０	100	0	2/2
		１１	平成 29 年 5 月 27 日 16：20～17：00	１１	100	0	2/2
		１１	平成 29 年 6 月 20 日 13：30～15：30	１１	100	0	2/2
		１１	平成 29 年 7 月 18 日 13：30～16：00	１１	100	0	2/2
		１１	平成 29 年 9 月 19 日 13：30～14：30	１１	100	0	2/2
		１１	平成 29 年 9 月 30 日 15：20～15：55	9	81.8	2	2/2
		１１	平成 29 年 10 月 17 日 13：30～15：25	9	81.8	2	2/2
		１１	平成 29 年 11 月 21 日 13：30～16：00	１１	100	0	2/2
		１０	平成 29 年 12 月 19 日 13：30～14：30	１０	100	0	2/2
		１０	平成 30 年 1 月 16 日 13：30～14：30	１０	100	0	2/2
		１０	平成 30 年 2 月 20 日 13：30～15：30	１０	100	0	2/2
		１０	平成 30 年 2 月 24 日 16：00～16：30	9	90	0	2/2
		１０	平成 30 年 3 月 20 日 13：30～16：30	１０	100	0	2/2
		１０	平成 30 年 3 月 24 日 16：00～16：30	9	90	1	2/2

＜テーマ　基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップの課題＞

（１）常磐会学園こどもセンターの運営を充実させる。

平成 27 年度に常磐会学園こどもセンターがオープンし、「子育て支援事業」に着手した。こどもセンター運営規程を制定し、運営委員会を中心に、子育て支援事業、子育てに関する学生の実習指導事業、子育て相談事業等、総合的な見地から検討を加え、事業計画を立て運営に取り組んでいる。

そして、常磐会学園こどもセンターは平成 29 年 10 月に大阪市から子育てに関する「大阪市子育て支援事業」を受託した。この事業を中心にして、子育て支援事業を更に推進し、地域の子育て支援の中核的な存在としての役割を果たし、地域貢献に寄与している。

（２）「情報化専門委員会(仮称)」を立ち上げ、学園の情報システムの施設・設備、情報関連機器等の整備と学園における情報教育の在り方などについて総合的な面から検討を加える。年次計画を立て、それに基づいて漸次実用化と運用を図る。

（３）入試広報室の充実を図る。

18 歳人口の減少に伴い、今後、本学への入学者数の減少が予想される。入試については、学生募集の戦略的な位置づけをもたらせるために、今後最重要部門として取り組む必要がある。そのため、入試事務と広報事務を一本化し、学生募集に繋がるタイムリーな情報収集並びに情報発信の実現、入試のトレンドに合わせた入試制度の改革への推進等を目指して、新体制「入試・広報課」を新設し、スタッフの充実を図るとともに、大学・短大の関係者からなる組織を構築し、協働して企画運営に当たり、果敢に入試対策に取り組んでいきたい。

（４）将来構想戦略室の新設

学園全体の将来構想について戦略も含めて取り組み、中長期的計画を作成する必要がある。そのため法人直結の将来構想戦略室を立ち上げる。事務局長が室長になり、常任理事（理事長・両学長・両事務長）・幼稚園総括園長（常勤監事）で構成する。

将来構想戦略室を中心に、中長期計画(平成 31 年～34 年度)を作成する。また、将来構想戦略室が必要と考えた場合は、関係教職員によるプロジェクトチーム(例えば情報化専門委員会)を編成し、その諮問を受け、各プロジェクトを強力に推進していきたい。

[テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

[区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

(1)　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2)　学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定し

ている。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学校教育法の改正により教授会の役割が明確化され、学長のリーダーシップがより一層求められることとなったが、学長のリーダーシップを確立するために、学内の意見に耳を傾け、よく意思疎通を図り、適正な手続きを経た上で意思決定を図るという対話の姿勢は貫けていると考えている。

学長は、寄附行為により、常磐会学園第２号理事として位置づけられている。理事の互選による常任理事の一員でもあることから、学内の緊急事案においても理事長と迅速に連携を取り、学長としてのリーダーシップを発揮することで、適切な対応を取ることができている。

学長は職務上、常磐会学園図書館長と常磐会学園乳幼児教育研究会会長を兼務し、将来計画検討委員会の委員長も務めていたが、それに加えて平成 27 年 6 月に開設された常磐会学園こどもセンターのセンター長も兼務することとなった。（ただ、乳幼児教育研究会はこどもセンターの研究部門として位置づけられた）実質的には多忙極まりない教職員にそれぞれ新たな業務が加わることとなり、教育環境の更なる充実を果たしながら、業務上無理のない教育現場をいかに形成していくのか、学長のリーダーシップが大きく問われるところである。

＜テーマ　基準Ⅳ－B　学長のリーダーシップの課題＞

平成 28 年度入試からここ 3 か年の入試において定員の確保ができていない。短期大学離れに加えて、保育者離れが深刻になっているのではと感じる。近隣の短期大学において保育者養成の定員が 200 名減少するという状況の中でも学生は大きく増加しなかった。併設の 4 年制大学もしかりである。近頃の生徒の短期大学選択のキーワードが「安い（学費等が）、近い（家から）、楽に（資格がとれる）」と言われている。この生徒の気質に対応し、学生募集につなげていくか知恵を絞らなければならない。年々入学試験制度の見直し、オープンキャンパスの工夫、入学金免除制度の変更などを行っているが、目に見える成果にはつながっていない。授業を充実させ、学生の満足度を向上させることがその王道ではあるが、ことはそう単純ではない。

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］

（1）　監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

（2）　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

（3）　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ- C -1 の現状＞

監事は、学校法人常磐会学園の業務及び財産の状況について、月次資金収支計算書・試算表の確認、財務関係、帳簿証憑類の監査、重要な書類の決裁等適宜監査している。また、公認会計士と連携して監査事前打ち合わせ及び意見交換をするために連携会議（３回）を実施した。

監事は、学校法人常磐会学園の業務または財産の状況について、理事会、評議員会、常任理事会、並びに学園内部各種会議に出席して意見を述べている。

学校法人常磐会学園の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後２ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。

監事は、学校法人常磐会学園の業務及び財産の状況について、現状については課題が見当たらないが、常に寄附行為の規定に基づいて適切に業務を処理する。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

（1）　評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。

（2）　評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ- C -2 の現状＞

（１）評議員は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員会は、寄附行為第４章評議員会及び評議員の中で、（評議員会）（議事録）（諮問事項）（評議員会の意見具申）（評議員の選任）（任期）について第 17 条から第 23 条までに規定されている。評議員会は、理事 11 名の２倍を超える 26 名の評議員をもって組織されている。

評議員会においては、寄附行為の規定に基づき、学校法人の現状、理事会での審議内容について報告を受けると共に、必要な事項について諮問を受け、審議し、意見を表明している。

評議員会は、寄附行為により評議員の互選によって選出された議長により進められる。平成 29 年度は、年間４回開催された。

評議員会開催状況

開催日の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員 a		出席者数 b	意思表示 出席者数 c	席率 (b+c)/a	
２７ 人 以内	２６	平成 29 年 5 月 27 日 13：30～16：20	２１	4	96.2	2/2
	２６	平成 29 年 9 月 30 日 13：30～14：00	２２	3	96.2	2/2
	２５	平成 30 年 2 月 24 日 13：30～15：40	２２	2	96.0	2/2
	２５	平成 30 年 3 月 24 日 13：30～16：00	２１	4	100.0	2/2

以上、今年度の評議員会の出席率は平均97.1％であった。平成29年５月の評議員会では、理事会で承認した前年度の事業実績及び会計決算について諮問に答申し、９月は監事候補者の同意（寄付行為第７条）、平成30年２月は補正予算（寄付行為第19条）、そして３月の評議員会では、次年度の事業計画と当初予算について諮問にこたえ、それぞれその後の理事会で議決を確定するという手順を踏んでいる。

これらのことから本学園の評議員会は、法令及び寄附行為の規定に則って開催され理事会の諮問機関として適切に運営され、十分に機能している。

（２）評議員会は、私立学校法の評議員会の規程に従い、運営している。

評議員は、寄附行為の定めにより選任され、評議員会の運営及び諮問事項等においても寄付行為に則っており、私立学校法に抵触するところなく適切に運営されている。

「一般財団法人常磐会理事のうちから本学園の理事会において選任された者」を評議員としていることは、本学院の設立母体の意向を継続している証左でもある。

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。］

（1）　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

（2）　私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分　基準Ⅳ- C -3 の現状＞

（１）学校教育法施行規則の規程に基づき、教育情報を公表している。

本学園では、学校教育法施行規則に基づき、本学ウェブサイト上で教育情報を広く公開している。

（２）私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

本学園では、私立学校法に基づき、本学ウェブサイト上で財務情報を広く公開している。

＜テーマ　基準Ⅳ-C　ガバナンスの課題＞

学園及び短期大学のガバナンスを考えるとき、諸規程の中に実態にそぐわない規程が散見され、規程全般をとおして、改廃規定の整備や用語の統一などを含め、見直し、体制を整えなければならない。また教職員人事構想を策定し、教職員の理解を得ながら、部会や委員会の要否・統合を検討し、また委員人数の見直しをはかることが必要である。

＜テーマ　基準Ⅳ-C　ガバナンスの特記事項＞

本学を取り巻く環境を考慮すると、教学組織も事務組織も、より合理的で効率的な組織体に変容させなければ、将来の状況に対応できないと考える。

東南海地震等に備えた危機管理時のガバナンスについても課題である。

＜基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a)前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記載した改善計画の実行状況

①こどもセンターの運営を通して地域に貢献する学園となる。

常磐会学園こどもセンターは2015年度に完成し、「子育て支援事業」に着手した。こどもセンター運営規程に従い、運営委員会は、子育て支援事業、子育てに関する学生の実習指導事業、子育て相談事業等、総合的な見地から、事業計画を立て運営している。それらを通して、地域の子育て支援の中核的な存在としての役割を果たし、地域貢献に寄与している。

②平成 29 年度中に中長期計画を策定する。

各部署で検討されている中長期にわたる計画を集約し、計画の整合性をはかり、財政計画の裏付けを検討し、本学としての中長期計画を早急にまとめなければならない。

2017（平成 29）年度

常磐会短期大学評価委員会委員

田淵　　創	岡本　和惠	卜田　真一郎
糠野　亜紀	平野　真紀	堀　　千代
土師　一馬	西野　美智子	中村　裕子
井上　智代	今中　閲子	翠川　伸明

常磐会短期大学　2017 年度　自己点検・評価報告書

発行者：学校法人常磐会学園　常磐会短期大学

住所 〒547-0031　大阪市平野区平野南４丁目６番７号
TEL 06-6709-3170　　FAX 06-6709-2201
2018 年 9 月 30 日　発行